

由布市告示第84号

平成27年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年8月26日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成27年9月2日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	溝口 泰章君
瀧野けさ子君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
生野 征平君	太田 正美君
工藤 安雄君	

○応招しなかった議員

なし

平成27年 第3回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成27年9月2日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成27年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第13号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第6 報告第14号 平成26年度決算における健全化判断比率について
- 日程第7 報告第15号 平成26年度決算における資金不足比率について
- 日程第8 報告第16号 平成26年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第9 報告第17号 平成27年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成26年度対象)報告について
- 日程第10 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第11 認定第1号 平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第13 議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第48号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第49号 由布市新市建設計画の変更について
- 日程第16 議案第50号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第51号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第18 議案第52号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第53号 由布市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第20 議案第54号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第21 議案第55号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第56号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

- 日程第23 議案第57号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
日程第24 議案第58号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）
日程第25 議案第59号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第60号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第27 議案第61号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第28 議案第62号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第29 議案第63号 平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第30 議案第64号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第31 決算特別委員会の設置
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 請願・陳情について
日程第5 報告第13号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
日程第6 報告第14号 平成26年度決算における健全化判断比率について
日程第7 報告第15号 平成25年度決算における資金不足比率について
日程第8 報告第16号 平成26年度由布市一般会計継続費精算報告書について
日程第9 報告第17号 平成27年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成26年度対象）報告について
日程第10 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第11 認定第1号 平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
日程第12 認定第2号 平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
日程第13 議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第14 議案第48号 教育委員会委員の任命について
日程第15 議案第49号 由布市新市建設計画の変更について
日程第16 議案第50号 由布市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第17 議案第51号 由布市個人情報保護条例の一部改正について

- 日程第18 議案第52号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
日程第19 議案第53号 由布市老人福祉センター条例の一部改正について
日程第20 議案第54号 由布市市営住宅条例の一部改正について
日程第21 議案第55号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
日程第22 議案第56号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
日程第23 議案第57号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
日程第24 議案第58号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）
日程第25 議案第59号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第60号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第27 議案第61号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第28 議案第62号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第29 議案第63号 平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第30 議案第64号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第31 決算特別委員会の設置

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君 | 2番 野上 安一君 |
| 3番 加藤 幸雄君 | 4番 工藤 俊次君 |
| 5番 鷺野 弘一君 | 6番 廣末 英徳君 |
| 7番 甲斐 裕一君 | 8番 長谷川建策君 |
| 10番 小林華弥子君 | 11番 新井 一徳君 |
| 12番 佐藤 郁夫君 | 14番 溝口 泰章君 |
| 15番 渕野けさ子君 | 16番 佐藤 人已君 |
| 17番 田中真理子君 | 18番 利光 直人君 |
| 19番 生野 征平君 | 20番 太田 正美君 |
| 21番 工藤 安雄君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君
書記 三重野鎌太郎君

書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	加藤 淳一君	総務部長	梅尾 英俊君
総務課長	衛藤 公治君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	奈須 千明君	監査・選管事務局長	松田 伸夫君
会計管理者	友永 善晴君	産業建設部長	生野 重雄君
健康福祉事務所長	河野 尚登君	環境商工観光部長	佐藤 眞二君
挾間振興局長	平松 康典君	庄内振興局長	一法師恵樹君
湯布院振興局長	小野 啓典君	教育次長	森山 金次君
消防長	大久保 篤君	代表監査委員	土屋 誠司君
教育委員長	上田 宴君		

午前10時00分開会

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成27年第3回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長、教育委員長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、廣末英徳君、7番、甲斐裕一君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの17日間といたしたいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの17日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、お手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しいたごき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成27年第3回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、本定例会におきまして提案いたすことしております報告6件、認定2件、議案18件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしてございます。御一読いただきますようお願いする次第ですが、少し時間をいただきまして、幾つかの項目につきまして詳細な報告を申し上げます。

7月2日には、全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会総会のために上京いたしました。議案審議の後、基地関係予算の確保に関する要望並びに基地交付金・調整交付金予算の確保に関する要望について協議決定をしたところであります。

7月3日には、第4回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議にて、広瀬大分県知事より、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の概要と国の地方創生の深化に向けた政策について説明を受けました。その後、各市町村のまち・ひと・しごと創生事業の進捗状況について意見交換を交わしたところであります。

7月4日には、ラグビーワールドカップ2019年大分県推進委員会に出席いたしました。4年後の大会開催に向け、大分県内の官民が協力して機運を高め、大会運営を円滑にしていくための活動方針が決定したところであります。

続きまして、大分駅にておんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンオープニングセレモニーに参加をいたしました。本年のデスティネーションキャンペーンの成功はもとより、キャンペーン終了後も由布市の観光振興につながるよう、おもてなしの心による観光施策を展開してまいります。

7月7日には、富山市内の2つの福祉施設にて、高齢者、障がい者、障がい児へ年齢や障がいの有無にかかわらず、同一施設内で福祉サービスの提供を行う、いわゆる富山型デイサービスについて視察を行ったところであります。

7月14日、15日には上京いたしまして、過疎関係都市連絡協議会総会、全国市長会の社会文教委員会に出席をいたしました。社会文教委員会では、厚生労働省の吉田大臣官房審議官より、地域包括ケアシステムについて説明を聴取し、意見交換を行うとともに、本委員会所管の重点提言事項の実現方について改めて厚生労働省へ要請を行ったところであります。

8月19日には、まち・ひと・しごと創生みらい戦略会議を開催いたしました。市民の皆様を初め産・官・学・金・労・言の20名の委員さんよりいただいた貴重な御意見をもとに、我が国が直面する人口減少・超高齢化社会という課題に対して、由布市の特徴を生かした持続可能な社会を創生するため、由布市総合戦略を策定をしております。

8月28日には国東市で大分県市長会秋季定例会が開催されました。文化財保護・保存・整備・活用に係る補助金の拡充等、九州市長会に提出する議案と、国民健康保険の広域化についてなど、大分県に対しての要望議案の審議を行ったところであります。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（工藤 安雄君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成27年第2回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。

それでは、平成27年第2回定例会におきまして採択をされました請願についての処理経過を御報告申し上げます。

まず、受理番号1、市道への認定請願についてです。

庄内町小原地区にある県道東長宝線と市道馬米平石線に接する里道の市道編入に係る請願についてですが、自治委員であります請願者と協議を行いました。協議の結果、県が実施をしております急傾斜地対策工事が終了した後に市道認定議案を提案する予定でございます。

次に、受理番号4番、同じく市道編入に関するものです。

挾間町挾間の276の1番地先から274の4番地先の公衆用道路を市道編入に係る請願についてですが、現在、道路台帳作成業務を委託をしており、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

次に、受理番号7、同じく市道認定に係るものです。湯布院町並柳地区の市道並柳線と市道上

原線に接続する里道の市道編入に係る請願についてですが、現在、関係する地域の住民と協議を行っているところです。地元関係者と土地等の協議が整えば道路台帳作成業務を委託し、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

次に、受理番号8、湯布院塚原共進会跡地のメガソーラー建設計画について、県に提出する意見書に住民の意思を反映させることを求める請願についてです。

森林法第10条の2第6項に規定する意見聴取を由布市長が求められた際には、平成27年第2回定例会で採択をされました請願の趣旨を尊重し対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、佐藤人已君。

○議員（16番 佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。平成27年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、報告をいたします。

会議の結果は、会議名は、先ほど言いましたとおりでございます。開会は、平成27年8月3日月曜日です。会期は1日間、場所は大分県医師会館6階研修室でございます。出席者は24名。

議事日程、第1から9までありまして、その中で特に第6の議案説明から行いたいと思います。

議案第8号大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて。前任者の市長としての任期が4月29日をもって任期満了となったことから、空席になっていた副広域連合長に長野恭紘別府市長を選任するようにするものです。

議案第9号大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて。前任者が3月13日をもって辞職したことから、空席となっていた監査委員に、荻本正直氏を選任するものです。

議案第10号専決処分の報告及び承認を求めることについて。歳入歳出を26億1,143万円を増額し、予算総額を1,833億1,366万7,000円とするもの。国、県、市町村の支出金や支払基金交付金等の額の決定に伴うもので、平成27年3月31日付で専決処分したものです。

議案第11号平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出を9,832万1,000円を増額し、予算総額を8億9,128万5,000円とするもので、繰越金の確定によるものです。

続きまして、議案第12号平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出を41億5,828万1,000円増額し、予算総額を1,836億3,487万

9,000円とするものです。歳入では、市町村支出金と繰越金を増額、歳出では諸支出金と予備費を増額するものでございます。

続きまして、議案第13号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について。地方自治法第292条の規定により、準用する同法第233条第3項の規定に基づき認定を求めるもの。一般会計は歳入総額を6億9,880万1,650円、歳出総額6億47万9,643円で、歳入歳出差引残高は9,832万2,007円、特別会計は歳入総額1,833億1,484万3,406円、歳出総額1,742億442万9,858円で、歳入歳出差引残高は91億1,041万3,548円です。

続きまして、議案第14号大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第31条の規定に基づき、特定個人情報の保護について必要な規定を定めるものです。

以上、7議案が上程され、第8号から12号は全員一致で承認・可決され、第13号及び第14号については賛成多数で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） それでは、総務常任委員会の調査研修報告をいたします。

本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

調査事件、ふるさと応援寄附金について。続きまして、移住・長期滞在について。

次は、調査研修の期間、平成27年7月28日から7月30日までの3日間。

調査研修地は北海道空知郡南幌町、北海道釧路市と2カ所行っています。

調査研修者は、私を初め副委員長田中真理子、それから委員野上安一、委員鷲野弘一、委員廣末英徳、委員新井一徳、委員工藤安雄。随行は次長でございます。

北海道空知郡南幌町、ふるさと応援寄附金について。

南幌町の概要を手短かに説明をいたします。

南幌町は北海道の中央部よりやや西南端の石狩平野に位置しています。町内は山が一つもない平坦な地形で、面積の約7割が農地であり、農業が基幹産業の町です。

ふるさと応援寄附金について。南幌町では、平成22年度に策定されました南幌町自立緊急実行プランにより、自己財源の確保に向けた取り組みの1つとしてふるさと納税制度をホームページ等でPRをして寄附のお願いをしていますが、年間数件という状況でありました。町内の産

業振興につなげることと全国に町をPRしていくことを主眼として平成26年度に取り組みを変えていきました。その結果、件数は3,536件、寄附金額3,734万2,000円という実績を得ることができました。

寄附金に対する謝礼としては、1万円に対し5,000円程度としていました。特産品については生産者の方と送料込みで5,000円とし、地域によっては超えることもありました。27年度のふるさと応援寄附金指定事業の内容としては次の6項目とその目標金額が設定されていました。1つ目が、生涯学習センター図書室整備に関する事業、目標は730万円。2番目が、地域が行う緑化活動に関する事業、目標金額274万4,000円。3つ目が、子どもたちの活動を支える少年団活動・部活動に対する支援事業、目標金額287万円。高齢者世帯等の冬の除雪支援に関する事業、目標金額241万2,000円。続きまして、南幌町町民プールに建設に関する事業、目標金額500万円。次に、農業を守り、美味しいなんぼろ米を全国に広めるための事業、150万円。

寄附金がいろいろと継続してやっていきたい事業であるため、寄附金が不足した場合には基金を活用し事業を継続していく計画でありました。平成27年度における現在までの実績は3,156件、金額は3,937万円、寄附金額で平成26年度を上回っていました。

大きくまとめといたしましては、南幌町のふるさと応援寄附金については、平成26年度からの寄附に対する謝礼品の導入によって交付金が増加していました。特産品については、従来から地方発送を行っていた生産者グループの存在があったことが有利に働いていると感じたところです。寄附金の使途については、翌年度事業への充当を前提として目標額を設定していることなど、寄附金を有効に活用されていました。

続きまして、北海道釧路市での研修で、移住長期滞在について。

釧路市の概要は、釧路市は北海道の東部、太平洋岸に位置し、釧路湿原、阿寒の2つの国立公園を初めとする雄大な自然に恵まれているところであります。人口は17万7,131人、世帯数は9万4,730世帯、面積は1,360平方キロメートルです。北海道で3番目に広い面積の市です。

移住・長期滞在について。釧路市の移住・長期滞在への取り組みのきっかけとしては、平成16年度から天気予報を見た方から、東京より10度近く気温が違うが、ほんとに涼しいのかという問い合わせでした。滞在者の感想として、来年もまた来たい。釧路の夏は冷涼快適。関西ではとても暑い日が続いていたのに釧路ではとても涼しい生活ができた。健康の限りずっと来ます。など、いろんな意見がありました。

また、冬は雪が少なく、晴れの日が多く、杉・ヒノキの植生がないため、杉・ヒノキの花粉飛散が観測されないことから、花粉ゼロの快適空間ということで、冬の滞在のPRも行ってきました。

た。

そのことからまとめをいたしますと、釧路市では市への問い合わせをきっかけとして、気候の特性を生かした施策に結びつけるとともに、民間と行政が一体となり事業を推進していました。移住施策については、難しい課題ではありますが、まず長期滞在をしてもらい、市をよく知ってもらうことによって移住へという取り組みを行っていました。由布市もきっかけを大事にし、長期滞在を進めるようにしてほしいです。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、利光直人君。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） それでは、教育民生常任委員会の報告をいたします。

先ほど市長が述べました市長の10日後に我々が同じところに同行したわけですが、その報告をいたしたいと思います。

まず、富山の市の概要を書いておりますが、人口が、うちと違って41万8,000人と、非常に大きな富山市でございます。御一読ください。

富山型のデイサービスについて。特徴としては、小規模と共生ということがメインでうたわれておりました。街なかの施設で、障がいの有無にかかわらず、地域に住むお年寄りから乳幼児まで、幅広い年齢層の方を全て受け入れるというのが富山型の特徴でございます。また、高齢者、障がい者が同じ場所で同時にサービスを受けることで、互いに不自由なところを補ったり活気が生まれる。子どもから大人、じいちゃんまで。そういうことを目的にやったそうです。できた経過といたしましては、平成5年に惣万さんという看護師さん、赤十字病院におられた方が退職されて、この方が3人でこのゆびと一まれという形から、先ほど言いました赤ちゃんからお年寄りまでの皆さんを集めて始めたということがきっかけだそうでございます。

これを国のほうが見まして、この後に平成8年度からこういう富山型の事業、単独事業を開始して、9年度から高齢者のデイサービスへの補助金が交付されましたことによってますます内容が充実していったと。また、平成12年には介護保険制度がスタートして、介護事業としてのここで指定を受けたことによって、今まで民間で3人で苦しくやっていたんですが、ここで経営が少し安定したということも言われていました。

また、この後に、平成15年度、順番に法の改正がなされて、ここが内容が充実していくわけですが、特に県と3市2町で共同申請しておりました富山型デイサービス推進特区というのが平成15年11月に初めて国から認定を受けまして、その後、これが世に出ていったわけですが、その後、規制改革として全国で実施されることとなったということ、これが平成18年10月からですが、そのように言っておられました。

我々が研修で学んで感じたことを申し上げますが、少子高齢化が進む中で、障がい児や多くの

高齢者の施設を必要としている私たちの周りに多くの方がおります。NPO法人このゆびと一まれの理事長、惣万佳代子さんの発想は素晴らしいことだと、ほんとうに感じました。

特に、我々由布市の福祉のあり方についても、私なりにいろんな資料や見ましたが、まだまだ考える余地があるんじゃないかならうかと思いました。

それから次に、黒部市に子育て支援の取り組みについて行ってまいりました。

市の概要は、4万2,000人と、うちよりちょっと五、六千人多いようなまちでありました。概要については後で御一読いただきたいと思います。

子育て支援の取り組みについて。黒部市では少しでも子育てを楽しんでいただけるように、子育てガイドを作成して、妊娠がわかったら、赤ちゃんが生まれたら、事故や病気の時等、各種相談を、子育てマップを通じて実施して、子育てが安心してできるように工夫をしておりました。

医療費の助成は、無料券の発行や児童手当支給のほか、誕生祝い金、第3子で3万円、第4子以降は10万円を支給しておりました。年間約300万円。子どもを預けたいときは市立保育園、6カ所ありますが、市立と私立、それぞれ6カ所、12カ所あって、どこでも入園できるようになっており、私立のほうが延長時間や休日の保育ができる。保育の一元化施設も2施設ありました。

幼稚園は、市町村合併時にこども支援課が担当するようになったとのことで、子ども園は保育園で30名、幼稚園で120名預けることができるということです。

黒部市は昔から低年齢者を保育園で預かっていて、比較的早い時期に民営化が行われていたとお聞きしました。子ども支援では、ちょっと興味を持ったんですが、「くろべっ子つうしん」という漫画の本を作成して、これが非常に反響を呼んでいるそうでございます。例えば、事例をここに書いてありますけれども、いろんな、毎回これを発行して、これは全国でも珍しいなというのが印象に残っております。

こども視察で感じたことですが、今回の研修で得たことは、子どもの様子を漫画化してわかりやすく説明し、「くろべっ子つうしん」や、こども支援課が幼稚園を担当していることや、誕生祝い金の支給等々、由布市ですぐに採用できる項目がたくさんありました。お金もかからなくて。これからそういうことを保護者の方々が少しずつ、安心して子育てができるようなサポートをしていったらどうかなというふうに感じました。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） おはようございます。産業建設常任委員長の長谷川です。常任委員会の調査研修報告をいたします。

本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記の

とおり、会議規則第110条の規定によって報告いたします。

平成27年7月14日から7月15日、火、水です。視察先、秋田県横手市、同じく秋田県三種町。視察内容、横手市においては都市計画道路の見直し、三種町においてはじゅんさい生産者支援、PR方法などの取り組みについて研修をいたしました。

参加議員、記載のとおりでございます。調査研修結果、下記のとおり。

横手市においては、都市計画道路の見直し、それから整備計画、それから見直しの経過等これ書いていますが、皆さん御一読願いたいと思います。

三種町においては、特に報告の前に、ほんとに当三種町の町長さん以下、議員さんも、ほんとに快く迎え入れていただきました。一般質問にも出てくると思うんですが、三種町とぜひ姉妹都市を結びたい、そういう意見もお互いに出ました。今回も一般質問でやると思いますので、願います。

また、三種町は、よく聞いたら、うちの市長も先に行っちゃって、由布市のことを宣伝をしていただいておりますので、それも特に向こうの議員さんも了承を得て、ずっと付き添って、最後まできめ細かに説明をいただきました。そのうちの委員会としての研修の総括として報告いたします。

まず、横手市、都市計画道路の見直しについて。

横手市は、平成21年3月に、横手市都市計画マスタープランを策定し、その中で、長期未着手の分について機能を代替する道路の有無や都市計画の変化、それから施工難易度、街並みの歴史、自然の保全の観点などから検討を進めることとされ、平成21年度に現況交通調査をし、22年に将来交通量推計等が行われていました。これらの調査結果とあわせて、秋田県都市計画道路見直しガイドラインに示された4つの機能に必要性評価指標の重み付けを行うとともに、路線の実現性についての配点を行い、路線ごとの評価カルテを作成し、総合評価を行っていました。その後、この評価結果を踏まえ、都市計画道路網を再検証し、19路線が廃止されました。横手市からは都市計画道路の変更廃止は市町村合併、人口減少、少子高齢化など計画決定時からの社会状況や経済状況の変化にあわせ、未着手の都市道路計画の必要性や実現性を見直しする必要があったとの説明を受けました。

由布市においても、長期未着手路線や歴史的資源の保全の観点などから、検討を要する路線があります。由布市の都市計画マスタープランでも、都市計画道路については見直しを行いつつ、都市の発展に資する効率的な道路整備の方針を示されております。市民生活のニーズに対応するためにも、宅地化が進む地域や商業地域の発展、保全すべき農業地域の状況を把握しながら、社会情勢等に合わせて変更・廃止を行っていく必要があると感じました。

次に、三種町についてですが、じゅんさい生産者支援、PRなどの取り組みについて。特に由

布市と環境が合って、水も非常に由布市と合っていますので、由布市にもこのじゅんさいの生産は適当と、みんなで委員会としては判断をいたして帰ったところでございます。

三種町のじゅんさい産業は、昭和45年からの減反政策を機に、転作作物として推奨されて始まりました。昭和50年から栽培が盛んになってまいりました。平成8年の最盛期には、生産量1,260トン、販売額11億8,700万円でありました。農家の高齢化、摘み手不足、販売額の減少により、現在は3分の1程度に減少しておりました。

三種町では、こうした状況を打開するために、じゅんさいの経営課題の把握を行うアンケート調査を実施をしていました。アンケート調査の対象は、じゅんさい農家222名で、調査項目は経営主の年齢や後継者の有無、それから苗の経過年数、経営課題となっております。調査結果から、高齢化、後継者不足、摘み手不足、所得向上、害虫対策などの課題が上げられ、これらの問題解決に向け、圃場整備事業や出荷数量助成事業などの支援策が実施されておりました。由布市においても、地産地消の推進や農業者の育成に力を入れ、由布市生産農産物の集荷・出荷体制の確立などの取り組みを行っています。

農業者の高齢化や後継者不足など、由布市にも該当する問題ですし、農業者の生産意欲の維持向上や所得向上は一過性の支援事業では解決を図ることができない課題です。地域で農業を営む方々の課題把握に積極的に取り組み、農業者が安心して安定的な生産活動を営んでいけるように農業政策の体制づくりが重要であると感じられました。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、閉会中の委員会の調査研修報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（溝口 隆信君） それでは、お手元に配付の請願文書表により朗読いたします。

なお、請願者並びに紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号9、件名、市道編入に関する請願について、請願者、石武自治委員、高田茂ほか1名、紹介議員、太田正美、溝口泰章、太田洋一郎。

受理番号10、件名、市道編入に関する請願について、請願者、荒木自治委員、立川伸幸ほか1名、紹介議員、太田正美、溝口泰章、太田洋一郎。

受理番号11、件名、市道認定に関する請願について、請願者、詰自治委員、大窪勝人ほか4名、紹介議員、利光直人、甲斐裕一。

受理番号12、件名、市道編入に関する請願について、請願者、自治委員、岩井隆治、紹介議

員、太田正美、野上安一、太田洋一郎。

次に、受理番号13、件名、JR庄内中央駅（仮称）の設置について、請願者、代表畑田自治委員、曾根崎久ほか3名、紹介議員、生野征平、佐藤郁夫、新井一徳、鷲野弘一、工藤俊次。

受理番号14、件名、マイナンバー制度実施を延期し、中止を求める請願、請願者、農民運動連合会庄内支部、支部長、小野幹雄、紹介議員、工藤俊次。

受理番号15、件名、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し、廃案を求める請願、請願者、日本共産党庄内支部、支部長、小野幹雄、紹介議員、工藤俊次。

受理番号16、件名、日本の農業と主権をアメリカに売り渡すTPP交渉の中止を求める請願、請願者、農民運動連合会庄内支部、支部長、小野幹雄、紹介議員、工藤俊次。

受理番号17、件名、地方財政の充実強化を求める意見書採択について、請願者、大分県地方自治研究センター、理事長、中山敬三、紹介議員、佐藤郁夫。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいまの請願9件については、会議規則第141号の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5. 報告第13号

日程第6. 報告第14号

日程第7. 報告第15号

日程第8. 報告第16号

日程第9. 報告第17号

日程第10. 報告第18号

日程第11. 認定第1号

日程第12. 認定第2号

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第49号

日程第16. 議案第50号

日程第17. 議案第51号

日程第18. 議案第52号

日程第19. 議案第53号

日程第20. 議案第54号

日程第21. 議案第55号

日程第22. 議案第56号

日程第23. 議案第57号

日程第24. 議案第58号

日程第25. 議案第59号

日程第26. 議案第60号

日程第27. 議案第61号

日程第28. 議案第62号

日程第29. 議案第63号

日程第30. 議案第64号

○議長（工藤 安雄君） 次に、本定例会に提出されました報告第13号から報告第18号までの報告6件、認定第1号及び認定第2号の認定2件、議案第47号から議案第64号までの議案18件について一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告6件、認定2件、議案18件でございます。最初に、報告の6件について御説明いたします。

まず、報告第13号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告については、平成26年度において由布市みらいふるさと基金へ19件、総額307万5,890円の寄附金があり、基金に積み立てを行いましたので、由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により、議会に報告するものです。

報告第14号平成26年度決算における健全化判断比率については、自治体財政の早期健全化、財政再生、公営企業の経営の健全化を目的とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算における健全化比率を、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第15号平成26年度決算における資金不足比率については、公営企業の資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算における資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第16号平成26年度由布市一般会計継続費精算報告書については、継続事業が終了いたしましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

報告第17号平成27年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告については、教育委員会による点検・評価の報告でありますので、教育委員会教育委員長より、

また、報告第18号例月出納検査の結果に関する報告につきましては、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、認定第1号平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定については、水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の決算書が会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、監査委員の審査に付したところ、監査委員より、8月21日付で決算審査意見書の提出がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、意見を付して議会の認定を求めるものであります。

認定第2号平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定については、水道事業会計収支決算書が提出されましたので、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付したところ、7月28日付で決算審査意見書の提出がございましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、意見を付して議会の認定を求めるものであります。

次に、議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在、固定資産評価審査委員会委員であります石川宏氏の任期が平成27年11月17日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を委員として選任いたしたく、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第48号教育委員会委員の任命については、現在、教育委員会委員であります八川徹氏の任期が平成27年11月18日をもって満了となりますことから、同氏を委員に再任いたしたく、平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第49号由布市新市建設計画の変更については、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の制定に伴い、合併特例債を起債することができる期間が延長され、新市建設計画の一部を変更する必要があることから、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第50号由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、法律に基づいて個人番号の利用や特定個人情報の提供に関する事務について、住民サービスの向上に資するための条例を制定するものであります。

議案第51号由布市個人情報保護条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、実施機関が保有することとなる特定個人情報について適正な取り扱いを確保し、利用及び提供の制限、開示、訂正等を実施するための措置を講ずるよう、必要な改正を行うものであります。

議案第52号由布市使用料及び手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律等が施行されることに伴い、手数料等について、必要な改正を行うものであります。

議案第53号由布市老人福祉センター条例の一部改正については、庄内老人福祉センターが昭和57年の建設以来33年が経過し老朽化していることと、現在、ほのぼのプラザが庄内町の福祉の拠点施設として機能を果たしていることから、庄内老人福祉センターを廃止することによる条例の一部改正を行うため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号由布市市営住宅条例の一部改正については、庄内町庄内原の由布市営平林住宅と庄内町東長宝の由布市営五福下住宅を、老朽化により廃止することによる条例の一部改正を行うため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正については、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づき、平成28年3月末をもって由布市立大津留小学校と由布市立湯平小学校を廃止し、由布市立大津留小学校を由布市立阿南小学校に、由布市立湯平小学校を由布市立由布院小学校に統合することに伴う条例の一部改正を行うため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正については、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づき、平成28年3月末をもって由布市立大津留小学校と由布市立湯平小学校を廃止することに伴い、休園中の由布市立大津留幼稚園と由布市立湯平幼稚園も同様に平成28年3月末をもって廃止し、由布市立大津留幼稚園を由布市立阿南幼稚園に、由布市立湯平幼稚園を由布市立由布院幼稚園に統合することに伴う条例の一部改正を行うため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正については、消防本部庁舎の新築に伴い、位置を変更すること及び消防救急無線のデジタル化による消防署の管轄区域を変更するものであります。

議案第58号平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれに3億7,828万4,000円を追加し、予算総額を184億611万5,000円にお願いするものであります。

歳入は、市税、地方交付税、国庫並びに県支出金、繰越金、市債などを計上しております。

歳出では、地域総合整備資金、個人番号カード事務委任交付金、道路維持事業費、国交省補助

事業費、消防本部庄内出張所改修工事やスポーツ施設整備事業、また、6月10日、11日の梅雨前線豪雨で被災しました農地・農業施設の災害復旧事業費などを計上しております。

議案第59号平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ1億9,615万6,000円を追加し、予算総額を50億7,285万4,000円にお願いするものであります。

歳入では、国民健康保険税と繰越金を増額するもので、歳出につきましては、基金積立金と諸支出金が主なものであります。

議案第60号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ7,108万円を追加し、予算総額を41億597万4,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金を増額するもので、歳出につきましては、基金積立金、諸支出金を増額するものであります。

議案第61号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ114万3,000円を追加し、予算総額を4億2,462万6,000円にお願いするものであります。

歳入では、繰越金を増額するもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第62号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ819万7,000円を追加し、予算総額を4億7,247万4,000円にお願いするものであります。

歳入では、基金繰入金と繰越金を増額するもので、歳出につきましては、主に工事請負費を増額するものであります。

議案第63号平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ163万6,000円を追加し、予算総額を1億154万5,000円にお願いするものであります。

歳入では、平成26年度決算により繰越金を増額するもので、歳出では、基金の積立金及び修繕費を増額するものであります。

議案第64号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ461万2,000円を追加し、予算総額を1億3,202万円にお願いするものであります。

歳入では、繰越金を増額するもので、歳出につきましては、健康温泉館費を増額するものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、

御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（工藤 安雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

次に、報告第17号平成27年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検評価（平成26年度対象）報告についてを教育委員長より報告を求めます。上田教育委員長。

○教育委員長（上田 宴君） 教育委員長の上田でございます。

報告第17号平成27年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検評価（平成26年度対象）報告について。

平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、平成27年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（26年度対象）を実施したので、同条第1項の規定により報告する。平成27年9月2日提出、由布市教育委員長。

報告第17号平成27年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成26年度対象）報告について御説明を申し上げます。

平成20年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、教育に関し、学識経験を有する方々の御指導をいただき、これを議会に報告することが定められました。

本報告書につきましては、平成26年度由布市の教育方針の具体化のために実施した取り組みについて点検・評価表を作成し、自己点検及び評価を行い、報告書として取りまとめをいたしました。

学校教育、生涯学習、それぞれの領域で学力向上や自立支援体制の整備を初め社会教育の推進、スポーツ・レクリエーションの推進、青少年健全育成の推進等、教育方針の具体化に向けての施策について教育委員会自身が事務局とともに達成度を点検し、また外部の評価をお受けすることで、成果だけでなく実行性や課題も明らかになりました。

外部の点検・評価につきましては、教育に関し、知見をお持ちの報告書に記載の6名の方々に外部評価を依頼いたしました。外部評価者には、まず点検・評価表の各項目ごとに評価をいただ

き、その後、教育委員会の活動、教育委員会が管理、執行する事務に関する総合意見をいただいたところです。この点検評価報告書につきましては、8月19日開催の平成27年第8回の由布市教育委員会定例会において内容等を審議した結果、教育委員会の事務の管理及び執行状況について適正に点検評価されていると認めましたので、平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成27年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検評価（平成26年度対象）報告書として議会に報告するものでございます。

○議長（工藤 安雄君） 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価についての報告が終わりました。

次に、報告第18号例月出納検査の結果に関する報告について、報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 代表監査委員の土屋でございます。報告第18号について御報告を申し上げます。

報告第18号例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたします。平成27年9月2日提出、由布市代表監査委員、土屋誠司。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成27年4月、5月、6月の例月出納検査を平成27年5月25日、6月25日と26日、7月27日に実施いたしました。検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金の在 high と出納状況でございます。

現金の in high、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 例月出納検査の結果に関する報告が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第13号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。

それでは、報告第13号の詳細説明をいたします。

報告第13号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について。由布市みらいふるさと基金条例（平成20年条例第35号）第8条の規定により、同条例の運用状況について、別紙のとおり議会に報告する。平成27年9月2日提出。由布市長。

ページを1枚お開きください。施行規則の規定により、寄附金に関する内訳を各様式に従って全て掲載しております。ページを振っていなくて恐縮ですが、最初のページから3ページまでの2号様式のうち、平成26年度分は2ページの寄附番号69番から3ページの87番までの19件でございます。

次の4、5、6ページには、寄附金を事業別に充当内訳として掲載してございます。また、3ページには、年度別の寄附金合計を掲載しております。平成26年度は19件で、307万5,890円でございますが、寄附者の希望により、金額や氏名など非公開の御報告とさせていただいているものもございますので、御了承いただきたいと思います。

なお、本年10月号の市報に、市民向けに掲載をする予定でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、報告第14号及び報告第15号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。詳細説明を申し上げます。

報告第14号並びに報告第15号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化の判断比率の報告でございます。

なお、報告に関する監査委員の審査結果につきましては、平成26年度由布市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書として添付いたしております。

それでは、報告第14号をお願いいたします。

報告第14号平成26年度決算における健全化判断比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算における健全化判断比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり健全化の判断比率を報告する。平成27年9月2日提出。由布市長。

健全化判断比率の表をごらんください。①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、黒字のため数値はございませんので、ハイフンで示しております。中の括弧の中の数値は参考数値でございます。

次に、③の実質公債費比率でございますが6.8%、④の将来負担比率につきましては23.5%で、いずれも早期健全化基準内の数値となっております。

詳細につきましては、報告第15号とあわせて、概要書で説明させていただきます。

続きまして、報告第15号をお願いいたします。報告第15号平成26年度決算における資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算における資金不足比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり資金不足比率を報告する。平成27年9月2日提出。由布市長。

資金不足比率の表をごらんください。公営企業の経営の健全化を資金不足比率で示すものでございます。いずれの会計も資金不足を生じていませんので、数値はなく、ハイフンで示しています。括弧の中の数値は参考数値でございます。

内容につきましては資料のほうで説明をさせていただきます。決算書に添付しております平成26年度由布市決算に係る概要説明書の26ページをお願いします。

健全化判断比率及び資金不足比率の数値ということでここに記載をしております。

まず、報告第14号の健全化判断比率ですが、平成24年度からの推移とあわせて掲載しております。健全化判断比率の4つの比率については、分母は標準財政規模となっており、由布市の平成26年度の標準財政規模は約104億円です。

次、上から実質赤字比率は一般会計が赤字か黒字かを判断する指標であり、平成26年度数値はマイナスになっており、黒字ということを示しております。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計を含む全会計の実質赤字額を連結し、標準財政規模に対する比率を算定したものです。数値はマイナスとなっており、黒字となっております。

次の実質公債比率ですが、一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことです。言い換えれば、収入のうちどれくらいを借金の返済に充てているかを示すもので、過去3年間の平均値で示されております。これも平成26年度の数値は6.8%で、早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、将来負担比率は、公営企業などを含めて一般会計が将来に支払う可能性のある負債の額を合計し、標準財政規模に対する割合で示したもので、23.5%となっており、昨年度より1.9ポイント上昇しております。これは普通交付税の減と将来負債等のうち退職手当負担金見込み額の増によるものです。

次のページをお願いします。(2)の資金不足比率についてですが、公営企業会計についての比率で、水道事業から健康温泉館事業まで4つの事業会計が該当していますが、資金不足を生じた会計がないため、比率はありません。参考値として資金剰余金で算定したマイナス数値を表示しております。

なお、ページの下のほうに各指標の算定方法を掲載しておりますので、参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、ただいま詳細説明がありました報告第14号及び報告第15号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） それでは、報告第14号と第15号について、審査の結果を御報告いたします。

平成27年7月23日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定により、市長から由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の依頼がありました。

審査では、健全化判断比率、資金不足比率とそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令などに準拠し、適正に作成されているかなどを確認いたしました。また、今後の比率の推移予測などを主眼に、関係職員から聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率、そしてこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。また、それぞれの比率についても基準値を下回り健全であることが認められましたので、引き続き財政の健全化に努めるよう要望しました。

以上で審査についての報告といたします。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、報告第16号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。それでは、報告第16号を御説明いたします。

報告第16号平成26年度由布市一般会計継続費精算報告書について。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続事業が終了したので報告する。平成27年9月2日提出。

次のページをお開きください。上段の湯布院中学校改築事業では、平成24年度から3カ年間で事業を行っており、支出済額が11億9,942万8,188円、それから下の段の挾間中学校の整備事業は、平成25年度からの2カ年で、いずれも平成26年度で事業が終了したので報告をするものです。挾間中学校におきましては、13億705万358円となっております。

全体計画を実績と比較した場合、両施設とも入札減等により、当初計画より大幅な減額となっております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、認定第1号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） それでは、認定第1号をお願いいたします。

認定第1号平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。平成27年9月2日、由布市長。

私からは決算の概要を申し上げまして、詳細につきましては今回から担当部局長が御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、先ほどの報告第13号、14号の説明で用いました平成26年度由布市決算に係る概要説明書で説明させていただきます。

なお、各会計の決算収支につきましては、事前にお配りしております平成26年度由布市歳入

歳出決算書により、また、個々の施策の概要につきましては、主要施策の成果説明書及び平成26年度事務事業評価表を御参照いただき、御承認をいただきたいと存じます。

なお、本決算に対する監査委員の審査結果につきましては、別冊の平成26年度由布市一般会計及び特別会計決算審査意見書にまとめております。

それでは、最初に主な財政指標につきまして御説明を申し上げますので、概要説明書に添付の別紙決算カードをごらんください。A3の広いやつでございます。

決算カードにつきましては、歳入の状況、市町村税の状況等、決算に係る歳入歳出の決算額を記載していますので、御参照していただきたいと思っております。

それでは、真ん中の一番下に網かけをしております経常収支比率でございます。財政構造の弾力性を示すもので、100%に近いほど財政構造の硬直化を示すとされております。平成26年度は、前年度の89.4%より4.1ポイント上がっておりまして、93.5%となりました。これは、地方税や地方消費税交付金は増額となりましたが、地方交付税が大幅に削減されたのと、経常一般財源が減額ということになったものです。

次に、右の網かけをしております2つ目の項目、財政指数等のところに掲載しております財政力指数でございますが、自治体の財政力の強弱を示すものです。算出方法としましては、基準財政収入額を基準財政需要額で除すもので、1に近いほど強いとされております。数値は前年度の0.467よりも0.01ポイント下がって、0.466となっております。

それでは、決算収支の内容を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。概要書の1ページです。これ全会計の実質収支額を一覧表として掲載をしております。全ての数字は、全ての会計で実質収支額は黒字となっております。先ほど申し上げましたように、詳細につきましては担当部局長が御説明を申し上げますので、私からは以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議会事務局長。

○事務局長（溝口 隆信君） 議会事務局長です。それでは、詳細説明を申し上げます。説明資料につきましては、決算に係る概要説明書と、補足資料として添付いたしております議会事務局用の決算説明資料により行います。

なお、決算書のページにつきましては80ページ、81ページでございます。

まず、決算概要書の5ページを御参照ください。1行目の議会費でございますけれども、前年度より4.2%の増となっております。主な理由は、議員年金共済負担金の増によるものでございます。

次に、添付の議会事務局決算資料の1ページを御参照ください。ここには、議会費の主な事業と内容を記載しております。前年の事業と内容についてはほぼ同様でございます。

次の2ページを御参照ください。このページには、その事業のうち特に不用額が大きいものについて掲載をしております。報酬の52万円でございますけれども、年度途中の議員辞職によるものでございます。それから、旅費の123万7,014円につきましては、議員辞職に伴い費用弁償が見込みより少なくなったことにあわせて、行政視察に欠席者が出たことによるものでございます。

なお、旅費不用額の内容につきましては、四角囲みの中に内訳を掲載しております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。詳細説明をいたします。

範囲が広いため、少し時間を要しますが、よろしく願いいたします。

なお、説明には主に決算に係る概要説明書を使用します。それから、随所で総務部の決算説明資料を用いて説明しますので、煩雑になると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、概要説明書の2ページをお開きください。

まず、一般会計歳入のうち一般財源の分について、対前年比較で増減の大きい科目に着目して説明いたします。

1款市税は、平成26年度収入済額が前年より1,941万2,000円の増の39億6,056万1,000円となっております。増の理由は、固定資産税が家屋、償却資産等の増により1,114万2,000円の増額、また、入湯税が課税件数増により692万8,000円の増額となっております。

なお、同資料の22ページに入湯税の使途状況一覧表を添付しておりますので、御参照ください。

2ページにまた戻っていただきたいと思っております。次に、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までで増減の大きいのは、6款地方消費税交付金が消費税率のアップによる影響で7,065万円の増となっております。逆に、8款自動車取得税交付金は、税率が5%から3%に変更になり、1,951万3,000円の減となっております。

11款の地方交付税は、普通交付税が地域振興、道路橋梁、小学校等の単位費用の減によりまして1億1,789万3,000円の大きな減額となりました。

また、特別交付税につきましても、前年度発生した雪害や梅雨前線災害の被害がなかったということで、1,882万2,000円の減となっております。

なお、普通交付税と一緒に算定されます臨時財政対策債は、同資料の15ページの地方債の事業別借入明細表の最上段に記載しておりますが、7億1,967万1,000円で、前年度より3,525万2,000円の減となっております。

次に、4ページをお願いします。中ほどの19款繰入金です。大きく増額となっておりますが、理由は財政調整基金から繰り入れ2億8,440万3,000円を行ったことによるものです。

次ページをお願いします。

続きまして、歳出の説明に入ります。説明は歳入と同じく決算に係る概要説明書に沿って行います。

概要書の5ページでございます。2款総務費は、26年度支出済額が28億5,401万3,000円、前年度比較で6億7,143万円の増です。増の理由は、項の総務管理費が6億9,957万9,000円と大きくふえております。増額の内訳としましては、目の一般管理費が給与カット終了による影響で5,095万9,000円の増となっております。

次に、財産管理費が1億5,283万8,000円、企画費が2,483万8,000円、電子計算費が2億4,503万9,000円、地域振興費2億2,167万8,000円、それぞれ増となっております。総務部所管のそれぞれの増の理由については、総務部の決算資料で説明をいたします。

総務部の説明資料の12ページをごらんください。

財産管理費については、5目財産管理費の下段のほうに記載しております入会地分収交付金事業と、その下の庁舎建設事業の増によるものです。入会地分収交付金事業の主な支出は、塚原財産管理組合に対する地元交付金です。

なお、地元交付金には財源として土地売却の財産収入を充てています。

次に、企画費については、この資料の20ページをお願いします。

6目企画費の中ほどになります。総合計画策定事業が1,927万8,402円、その下のほうにあります小規模集落支え合い事業412万6,795円の実施に伴い、6目企画費が前年度より増額となりました。

次に、電子計算費につきましては、次ページの21ページをお願いします。

上段の7目電子計算費の生活関連情報通信事業2億2万4,000円と、行政情報化推進事業1億3,542万3,408円の実施によるものです。生活関連情報推進事業は、市内全域に超高速インターネットサービスを提供するための整備補助金です。行政事務情報化推進事業は、コンビニ収納事務とマイナンバー制度事務の取り組みが入ったために、前年度より事業費が大きくなっております。

すみません、概要説明書に戻っていただきたいと思っております。5ページをお願いします。

項の総務管理費の目の諸費につきましては、増減額が336万9,000円、これは地域イメージ向上プロジェクト事業の大湯鉄道物語補助金等によるものです。この大湯鉄道物語補助金200万円につきましては、財源として県補助金100万円を充てております。

次に、項の徴税費19万3,388円は、前年対比で1,665万3,000円の減額となっております。減額の理由は、賦課費の税電算システム改修業務等の減によるものです。

7ページをお願いします。9款でございますが、9款消防費の目の非常備消防費は6,762万2,000円で、消防団ポンプ車購入等の減により、前年度より675万6,000円の減となっております。

災害対策費は、1億948万5,000円で、防災中継局整備工事等の増により前年度より3,694万1,000円の増となっております。

内容については、決算説明資料の29ページをお開きください。下段のところになりますが、2目の非常備消防費の主な内訳は、消防団員の報酬・出動手当、それから消防資機材の維持管理、それから消防団備品購入補助金、それから由布市の消防団携帯型デジタル簡易無線機能整備事業でございます。

同資料の次のページをお願いします。3目の災害対策費の内訳は、地域防災推進事業118万6,506円、災害対策費が325万7,716円、災害対策環境整備事業が1億504万1,422円です。

恐れ入りますが、また概要書に戻ってください。7ページをお願いします。

12款でございますが、下段の12款公債費は、18億8,924万円で、前年度より3,676万3,000円の増となっております。要因は、合併特例債償還金の元金返済分がふえたことによるものです。その下の13款諸支出金は、前年度比較で大きく減額となっております。理由は、基金費の減債基金、財政調整基金の積立金の減によるものです。

次に、不用額については、総務部の決算説明資料のほうを見ていただきたいんですが、5ページをお願いします。特に説明が必要な部分について説明をします。

1目の一般管理費の22節補償補填で予備費を充当して不用額になっております。これは、訴訟の判決によりまして裁判所より原告への訴訟費用支払いの通知がありましたので、予備費で措置をいたしました。原告より請求権の放棄がありましたので、そのまま不用額となっております。

次に、16ページをお願いします。一番下の庁舎建設事業ですが、次ページにかけて事業費の内訳を記載してあります。大きな不用額が出ていますが、前年度からの繰り越し事業であるために、制度上、減額の補正ができなかったため、不用額がそのままとなっております。

不用額については以上でございます。

最後に、財産に関する調書について御説明を申し上げます。

歳入歳出の決算書をお願いします。

542ページをごらんください。公有財産の土地及び建物の年度中増減でございます。

次ページの544ページには、山林の年度中の増減を記載しております。移動の明細につきましては、決算の概要書のほうに、24ページと25ページでございますが記載しておりますので、御参照をいただきたいと思ひます。

続きまして、544ページの出資による権利は、前年度中の増減はありません。

次に、546ページをお願いします。基金の状況でございます。年度末の現在高は69億6,621万9,000円となっております。前年度より9,306万8,000円の増額となっております。これは主に財政調整基金、国民健康保険基金、介護給付費準備基金の増額によるものです。

次に、548ページと549ページには、定額資金運用基金の運用状況でございます。

以上で、私のほうからの説明は終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

次に、会計管理者。

○会計管理者（友永 善晴君） 会計管理者です。会計課関係の決算詳細説明を、決算に係る概要説明書でさせていただきます。

初めに、歳入です。概要説明書4ページをお開きください。21款諸収入2項預金利子の1目預金利子は、歳計現金の普通預金及び定期預金の利子で、40万9,000円の収入でございます。預金額の増で、昨年より1万1,000円、2.8%の増となっております。

続きまして、歳出です。5ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費の4目会計管理費は、決算書作成等の印刷製本費、指定金融機関の公金事務取扱手数料等が主な支出で、430万7,000円となっております。滞納税及び不納付加算税に係る支出等により、昨年度より56万7,000円、15.2%の増となっております。収支の内訳につきましては決算書66ページ、94ページを御参照願ひます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、挾間振興局長。

○挾間振興局長（平松 康典君） 挾間振興局長でございます。歳入歳出決算の挾間振興局における決算状況について詳細説明を行います。

歳入歳出決算書に沿って御説明を申し上げます。

なお、歳入につきましては、歳出を説明する中で歳入と並行して御説明申し上げたいと思ひま

す。よろしくお願いたします。

それでは、まず、歳出88、89ページ、2款1項1目の給与管理費4,675万2,258円につきましては、挟間振興局職員7人分の人件費でございます。

次に、114、115ページ、2款1項9目の地域振興費902万9,000円につきましては、地域内施設の保全作業員4名分の賃金が主なものでございます。

同じく114、115ページの挟間地域づくり推進事業の電源立地交付金382万3,200円につきましては、由布市消防団挟間方面隊の小型動力ポンプ2台分の購入費でございます。

歳入につきましては、48、49ページ、16款2項1目の電源立地対策交付金1,053万3,000円のうち323万3,000円が購入に対する県の補助金でございます。

次に、116、117ページ、挟間地域づくり推進事業の石油貯蔵施設立地事業283万1,580円につきましては、由布市消防団挟間方面隊第3分団第13部の小型動力ポンプ積載車1台分の購入費でございます。

歳入につきましては48、49ページ、16款2項1目の石油貯蔵施設立地対策等交付金220万円が県の補助金でございます。

同じく116、117ページ、挟間地域活力創造事業208万8,000円につきましては主要施策の成果説明書の8ページに掲載しております7団体7事業について補助金を交付しているものでございます。不用額が91万2,000円生じたのは、事業を申請する団体が少なかったことによるものでございます。

次に、118、119ページ、由布川地域都市再生整備事業1億979万1,680円につきましては、公有財産購入費9,287万3,200円は、平成25年度からの繰越事業で、由布川地域交流センターの建設用地を購入しております。委託料656万7,480円は、造成工事及び建築本体の設計委託費でございます。また、工事請負費1,028万6,000円は、造成工事の前払金でございます。造成工事は繰越事業によりまして8月末で完成をしております。

歳入につきましては、42、43ページ、15款2項1目の都市再生整備計画事業補助金3,430万円が事業に対する国庫補助金でございます。

別添の歳入歳出決算説明資料の9ページの委託料125万7,920円の不用額は、入札残によるものでございます。

それから、同じく118、119ページの地域づくり総合事業312万円につきましては、陣屋太鼓運搬車両更新に対する補助金で、はさま和太鼓クラブ陣屋太鼓に交付したものでございます。

歳入につきましては、48、49ページ、16款2項1目の地域活力づくり総合補助金156万円が事業に対する県補助金でございます。

以上が挾間振興局関係の決算の概要でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、庄内振興局長。

○庄内振興局長（一法師恵樹君） 庄内振興局長でございます。庄内振興局における決算状況についての詳細説明は、歳入歳出決算書に沿って御説明申し上げます。

なお、歳入につきましては項目が少ないので、歳出の中で説明を申し上げます。多少ページが前後しますが、よろしくお願ひします。

それでは、決算書96、97ページをごらんください。歳出2款1項5目の財産管理費です。下のほうになりますが、ふるさとふれあい交流施設管理事業1,864万5,646円につきましては、ふれあい温泉館、工芸館等の維持管理費でございます。前年度比較で約183万円の増でございます。増の理由につきましては、電気代高騰による光熱水費、それから配水管漏水による修繕費が106万円となっております。

歳入につきましては、34、35ページをごらんください。14款使用料及び手数料1項の使用料738万2,740円になります。ふるさとふれあい交流施設の利用者が3万9,543名分の使用料ということです。

続きまして、98、99ページの2款1項5目財産管理費口ノ原ふれあい広場管理事業で37万8,731円で、施設の維持管理費です。

続きまして、114、115ページです。2款1項9目の地域振興費914万3,916円につきましては、地域内施設の保全作業員4名分の賃金が主なものでございます。

同じく114、115ページの庄内地域づくり推進事業の電源立地交付金事業878万7,660円につきましては、消防団庄内方面隊の第1分団第7部の積載車1台、それから小型動力ポンプ2台分の購入費でございます。

歳入につきましては、48、49ページです。16款2項1目の総務費県補助金、電源立地対策交付金1,053万3,000円のうちの730万円が購入に対する県補助でございます。

次に、116、117ページ、庄内地域活力創造事業です。273万3,000円につきましては、前年度比較で100万7,000円の増です。前年度の5団体に対し、26年度は9団体9事業に対し補助金を交付しております。不用額は26万7,000円でした。

次に、118、119ページ、神楽殿管理事業です。500万4,052円につきましては、前年度比較で約480万円の増です。神楽殿の舞台修理及び倉庫等の工事請負費が423万3,600円、備品購入費が68万9,040円で、これは音響設備でございます。

また、工事請負費で27万5,400円の不用額は、入札残によるものでございます。

以上が、庄内振興局関係の決算の概要です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（小野 啓典君） 湯布院振興局長でございます。湯布院振興局の決算状況につきまして、歳入歳出決算書に沿って詳細を御説明申し上げます。

湯布院振興局関連の歳入につきましては、ほとんどが特定財源となっておりますので、歳出を説明する中で主な歳入の内容を並行して御説明申し上げます。

まず、歳出96、97ページをごらんいただきたいと思います。2款1項5目の備考欄由布院駅市営駐車場管理事業172万8,941円につきましては、駅前駐車場の管理委託が主なものでございます。

歳入の駐車場使用料につきましては、今度は歳入の34、35ページ、14款1項1目の市営駐車場使用料1,249万9,943円でございます。これは野田駐車場個人契約分53区画分と駅前駐車場24台分に伴う年間利用台数2万8,674台分でございます。

次に、歳出、114、115ページをごらんいただきたいと思います。2款1項9目の地域振興費湯布院分1,201万4,606円につきましては、公園や市道等の維持管理をお願いしております作業員4名分の賃金及び地域振興課の事務的経費でございます。

次に、歳出、116、117ページ、湯布院地域づくり推進事業の防衛調整交付金事業1億392万7,160円の内訳につきましては、平成25年度からの繰越事業であります若杉交流館の温泉掘削及び湯平地区橋梁設置に伴う設計並びに地質調査の計6,523万6,320円と、26年度事業でございます若杉交流館温泉掘削300メートルの増掘分及び乙丸3自治区の消火栓新設工事の計3,869万840円でございます。

歳入につきましては、歳入の42、43ページ、15款2項1目特定防衛施設周辺整備等事業費補助金2億865万円のうち湯布院振興局の事業に係る分は9,375万円でございます。

次に、歳出で同じく116、117ページの湯布院コミュニティ施設管理事業1,469万1,562円につきましては、小田の池園地の管理委託や、工事請負費では旧国民宿舎跡地の整備、公有財産購入費では、湯布院の消防庁舎建設に伴う岩男公園の移設整備用地の購入が主なものでございます。

歳入につきましては、歳入48、49ページ、16款2項1目小田の池園地維持管理補助金として県より40万円を受け入れております。

また、同じく歳出、116、117ページの湯布院地域活力創造事業197万円につきましては、主要施策の成果説明書9ページに掲載しております7団体7事業につきまして補助金を交付しているものでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、歳出124、125ページ、2款1項12目の防衛施設周辺整備総務費80万2,205円につきましては、九州防衛局との協議に伴う経費が主なものでございます。

歳入につきましては、歳入44、45ページ、15款3項1目日出生台演習場施設区域取得等

事務委託金50万円でございます。

また、同じく歳出、124、125ページの米海兵隊移転訓練対策事業費231万2,057円につきましては、今年3月2日から3月12日まで実施されました在沖縄米海兵隊実弾射撃訓練に伴う市民の安全・安心対策実施の経費でございます。

歳入といたしまして、仮設事務所設置に伴う県の負担金として38万5,560円をいただいております。そのほか、歳入70、71ページ、21款5項2目雑入、地域振興課湯布院分428万1,698円の中には大分川の鮎川可動堰新設に伴う管理補償費として325万3,999円を27年度以降の管理費として県より受け入れをしております。

また、決算によります不用額につきましては、湯布院振興局の決算説明資料4ページに掲載しておりますけれども、大きなものとして防衛調整交付金事業の入札減によるものでございます。

以上が湯布院振興局関係の決算の詳細説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長でございます。一般会計と4つの特別会計の決算の詳細説明を申し上げます。

歳入歳出決算書の歳出を主に説明させていただきますが、事業が多いものですから、特に前年度対比増減の大きい事業、新規事業など特に説明が必要と思われる事業のみ説明させていただきます。

少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

それでは、決算書150、151ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費13節委託料の福祉センター指定管理141万3,046円は、湯布院福祉センターの指定管理料です。

次ページ、152、153ページ臨時福祉給付金給付事業1億90万4,933円につきましては、平成26年度の消費税率の改定に伴い、所得の低い方へ暫定的臨時的な措置により臨時福祉給付金を給付した事業でございます。対象者7,193人で、国の全額補助でございます。

次ページ、154、155ページをお願いいたします。高齢者生活支援事業です。20節扶助費老人保護措置費7,627万5,317円は、養護老人ホーム入所者37人分の措置費です。在宅高齢者支援事業18節備品購入費248万8,665円は、福祉避難所用備品と緊急通報装置の購入費です。

20節扶助費84万6,000円は、寝たきり老人等の介護手当、1人当たり月額6,000円を支給するものです。

老人施設建設事業19節負担金補助及び交付金382万2,000円は、特別養護老人ホーム若葉苑の施設整備に係る借入金償還補助金です。償還年度は平成29年度までとなっております。

156、157ページ、地域生活支援事業13節委託料、相談支援事業650万円は、障がい者相談支援センター業務の委託料でございます。委託先は、由布市社協、県のぞみ園の2カ所になります。

19節負担金補助及び交付金1,168万4,518円は、障がい者の外出支援等に係るものが主なものでございます。

20節扶助費912万353円は、入浴補助用具やストーマ装具等日常生活用具の給付助成が主なものでございます。

158、159ページ、3款1項4目国民健康保険事務費28節繰出金3億3,927万9,107円は、前年度に比較いたしまして1億536万9,507円の増となっています。平成26年度の一般被保険者の療養給付費が総額で4,216万8,213円増加したことによる保険料不足や基盤安定繰入金及び保険事業分が増加したことが主な要因となっています。

160、161ページをお願いいたします。3款1項6目介護保険事務費23節償還金利子及び割引料、363万6,363円は、認知症対応型通所介護施設デイサービスセンターせいなんの財産処分に係る返還金でございます。

介護基盤整備事業19節負担金補助及び交付金の介護基盤緊急整備事業費補助金969万4,000円は、認知症介護施設菜の花の浴室改修及び情和園の既存施設を介護予防拠点施設へ改修することに伴う補助金です。全額県費補助です。

164、165ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費子育て世帯臨時特例給付金事業4,459万5,936円は、消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的給付金を支給した事業でございます。中学校終了前までの児童1人に対して1万円を支給するもので、対象者数は4,045人ございました。全額国庫補助でございます。

166、167ページをお願いいたします。3款2項2目子育て支援費保育所活動推進事業19節負担金補助及び交付金のうち保育園施設整備事業補助金1億2,579万4,000円は、聖愛保育園建てかえに対する補助金です。約9割が県費補助となっております。

174、175ページをお願いいたします。3款4項1目小松寮事務費7節賃金7,154万5,702円は、臨時職員42名分の賃金でございます。

176、177ページ、23節償還金利子及び割引料364万2,000円は、県指導監査において指摘のあった対象者39名から徴収した入院外泊時のサービス料を還付したものであります。

180から183ページ、4款1項1目保健衛生総務費がん検診推進事業283万436円は、主に女性がん検診と大腸がん検診に対する助成経費です。女性がん検診は20歳と40歳、大腸

がん検診は40歳から60歳までの5歳刻みで実施し、自己負担なく検診が受けられる事業です。実績として女性がん検診受診者98人、大腸がん受診検診者294名です。

総合相談窓口事業7節賃金1,002万3,445円は、健康増進課の臨床心理士、社会福祉士、子育て支援課の家庭相談員、母子・父子自立支援員の4名分の人件費です。

184、185ページ、4款1項2目母子保健費。母子保健推進事業3,223万7,950円は、年間38回実施された検診に係る医師、歯科医師、看護師等スタッフに係る経費が主なものでございます。

子ども医療費助成事業。20節扶助費子ども医療費助成金9,209万9,141円は、子どもに係る医療費の一部負担金の助成制度です。就学前、就学時に対する通院、調剤助成につきましては市単独事業となっています。

5歳児健康診査事業。5歳児健康診査事業146万7,909円は新規事業で、1次スクリーニング12会場、2次健診12会場、3次健診9会場、集団健診2会場で実施しまして、延べ地元医師17人、専門医9人、臨床心理士33人の人件費が主なものとなっています。

186、187ページ、4款1項4目予防費。予防接種推進事業8,598万2,627円は、市が助成している予防接種の費用が主なものです。平成26年10月から水痘と高齢者肺炎球菌の予防接種が、国が定める定期接種に新たに追加されました。接種者は水痘603人、高齢者肺炎球菌999人でした。

また、由布市単独事業としておたふく風邪、成人の風疹予防接種及び13歳未満インフルエンザ予防接種費用助成も行っています。

次に、国民健康保険特別会計の説明をさせていただきます。

ページが飛びまして、358、359ページをお願いいたします。

5款1項1目療養給付費等負担金7億1,489万3,805円は、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金分の定額国庫負担金でございます。

2目高額医療費共同事業費負担金2,047万5,815円は、1件80万円以上の医療費に対する共同事業の国庫負担金です。国県4分の1、市4分の2となっております。

5款2項1目財政調整交付金1節普通調整交付金3億3,082万2,000円は、医療費や所得水準の不均衡を調整するものです。

2節特別調整交付金419万6,000円は、特別な事情がある市町村に交付されるものです。由布市は非自発的失業者分となっています。

次に、歳出でございます。374ページ、375ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費13節委託料1,001万2,533円は、国保連合会で共同処理を行う電算処理委託料や国保電算システムの機器の保守に要する委託料が主なものでございます。

376、377ページ、1款2項1目賦課徴収費7節賃金391万5,000円は、国保税の収納嘱託職員2名分の人件費です。

378、379ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費19節負担金補助及び交付金24億4,122万6,487円は、平成25年度に比較して総額で4,216万8,487円の増となっています。1人当たり医療費では1万3,559円ふえており、入院医療費の増加が主な要因でございます。

394ページ、395ページです。8款1項1目特定健康診査等事業費7節賃金149万8,900円は、特定健診受診勧奨の電話かけ等を行う臨時職員2名分の人件費です。

398ページ、399ページ、8節報償費76万5,000円は、健康温泉館で行っている水中運動教室の運動指導士への報酬でございます。

続きまして、介護保険特別会計の説明をさせていただきます。

歳入でございますが、422、423ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者の保険料7億1,138万9,000円ですが、収納率は前年度と比較し0.2%減少しております。

428、431ページ、7款繰入金につきましては、それぞれの事業に対しての負担割合が介護保険法で細かく定められており、負担割合に応じて交付されるものです。

次に、歳出でございます。434、435ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費7節賃金1,616万7,126円は、認定調査嘱託職員6名分の人件費です。

436、437ページ、1款3項2目認定調査会共同設置費875万5,196円は、主に大分市との介護認定審査会共同設置に伴う負担金です。

440、441ページ、1款5項1目計画策定委員会費、第6期介護保険事業計画策定事業420万9,273円は、ニーズ調査業務や由布市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定業務に係る経費です。

450、451ページをお願いいたします。

5款2項1目包括的支援事業費4,350万円は、地域包括支援センターにより実施される総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に係る経費です。

452、453ページ、6款1項1目財政安定化基金償還金1,668万4,000円は、平成23年度に財政安定化基金より借り入れをした返済分です。平成26年度で返済は完了しております。

続きまして、由布市健康温泉館事業特別会計の詳細説明を申し上げます。

最初に歳入ですが、510ページからお願いいたします。

歳入全般では、前年度に比較して305万7,000円、率にして2.3%の減となっています。一般入浴客の減少や入浴用品のレンタル、販売減少が主な要因でございます。

なお、512ページ、513ページの5款1項1目指定寄附金10万円は、温泉館の女性トイレの一部を洋式トイレにしてほしいとの要望による指定寄附でございます。

次に、歳出をお願いいたします。514ページから517ページになります。

1款1項2目施設管理費、施設管理に係る経費で、主に27件の修繕費、光熱水費、工事請負費1件などが主なものでございます。

518、519ページ、2款1項1目元金23節償還金利子及び割引料6,000万円は、償還元金で、27年度終了です。

2目利子23節償還金利子及び割引料220万5,862円は、償還金利子で同じく27年度で終了です。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明させていただきます。

歳入ですが、528、529ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料合算額2億8,544万5,642円は、5割軽減対象者の軽減拡充により平成25年度より346万2,458円の減額となっています。

3款1項1目事務費繰入金1節事務費繰入金216万9,309円は、収納対策事業等に係る一般会計から繰り入れる事務的経費です。

528から531ページをお願いいたします。保険基盤安定繰入金1節保険基盤安定繰入金1億2,806万2,123円は、保険料の軽減に係る繰入金です。県4分の3、市4分の1となっております。

次に、歳出をお願いいたします。536、537ページです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金4億1,389万5,465円は、保険料等を広域連合に納付するものでございます。

なお、その他の事業につきましては、歳入決算説明書、主要施策の成果説明書等御参照いただきたいと思っております。

早口になりましたが、以上で健康福祉事務所の全ての説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。

平成26年度環境商工観光部における一般会計並びに特別会計の決算の状況について、その概要を御説明申し上げます。

決算に係ります概要説明書並びに内容につきましては、歳入歳出決算書を使用し御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

環境課より御説明申し上げます。

まず、概要説明書の3ページをお開きください。歳入でございますが、16款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金の4,528万8,000円のうち環境課所管の該当いたします金額は1,253万8,000円が小型合併処理浄化槽設置補助金の上乗せ補助などで、前年比較553万2,000円の増でございます。

次に、概要説明書の6ページをお開きください。歳出でございますが、4款衛生費の保健衛生費環境衛生総務費につきまして御説明申し上げます。平成26年度支出済額が2億7,412万5,000円、前年度比較で7,517万8,000円の増でございます。主な内訳といたしましては、集中処理浄化槽更新整備補助金など6,437万9,000円の増によるものでございます。

次に、環境対策費については、平成26年度支出済額が1,051万1,000円で、前年比較で604万7,000円の増でございます。主要な内訳といたしましては、環境基本計画策定業務など496万4,000円の増によるものでございます。

次に、2項清掃費につきましては、平成26年度支出済額総額が6億3,305万9,000円で、前年比較で3,675万6,000円の増でございます。その増額の内訳といたしましては、目の清掃総務費が1,794万9,000円の増と塵芥処理費が1,811万1,000円の増となっております。その内容につきまして、歳入歳出決算書で御説明申し上げます。

決算書191ページをお開きください。5目環境衛生総務費につきましては、191ページ備考欄の中段に記載をしております小型処理浄化槽設置推進事業の19節負担金補助及び交付金の小型合併処理浄化槽設置補助金の更新上乗せ分と補助基数の増によるもの、それから、集中処理浄化槽更新整備補助金の浄化槽の更新の増によるものが環境衛生総務費の増でございます。

次に、6目環境対策費については、195ページをお開きください。環境対策費につきましては、備考欄の中段、環境条例等策定事業のうち13節委託料の環境基本計画策定業務委託によるものでございます。

次に、196ページをお願いいたします。2項清掃費1目清掃総務費については、197ページ、一般廃棄物処理事業のうち19節負担金補助及び交付金の環境衛生組合負担金の増によるものでございます。

次に、2項清掃費2目塵芥処理費については、塵芥処理事業のうち199ページをお願いいたします。18節備品購入費の機械器具費のパッカー車2台の購入によるものでございます。

続きまして、商工観光課の御説明をさせていただきます。決算に係る概要説明書の3ページをお開きください。

歳入でございますが、16款県支出金県補助金3目の労働費県補助金は、重点分野雇用創造事業臨時特例交付金でございますが、平成25年度にて制度が終了しているため、26年度においては収入済額がゼロ円となっております。

次に、同じく16款県支出金の3目商工費補助金でございますが、平成26年度収入済額は1,978万5,000円で、前年比較で1,032万8,000円の増であります。その内容といたしましては、元気創出プレミアム商品券支援事業などによるものでございます。

次に、歳出でございますが、概要説明書6ページをお開きください。お願いいたします。7款商工費3目の商工振興費でございますが、平成26年度支出済額が4,055万1,000円で、前年比較で1,603万9,000円の減でございます。減額の主な内訳といたしましては、平成25年度に商工会館の増改築が完成したことによる補助金の減額によるものでございます。

続いて、3目観光費において、平成26年度支出済額が8,932万9,000円、前年度比較で1,223万9,000円の増でございます。増額の内容については、歳入歳出決算書で御説明申し上げます。決算書231ページをお開きください。

3目観光費の増額でございますが、中段のおんせん県おおいたDC事業については、平成26年度新たな取り組みとして、本年の7月から9月において開催されておりますけれども、その準備の年として、由布市内全域の観光資源づくりや情報発信の強化を行った取り組みのあるものでございます。

同じく、233ページお願いいたします。組織体制一元化事業ということで、観光新組織準備室による取り組みとして、先ほどのDCと合わせまして観光費の増額1,223万9,000円の増となっております。

続きまして、環境課特別会計の農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を御説明申し上げます。

概要説明書の10ページをお願いいたします。歳入につきましては、平成26年度収入済額が前年より747万1,000円の増、1億254万1,000円となっております。増額の要因といたしましては、下水使用料の増によります44万8,000円、一般会計及び基金からの繰入額888万3,000円の増額となっているものでございます。

歳出については、平成26年度支出済額が前年より658万8,000円増の1億60万4,000円となっております。増の要因につきましては、農業集落排水事業費の増額により661万4,000円の増額となっているものでございます。

その歳出につきまして御説明を申し上げます。決算書496ページをお開きください。1款農業集落排水事業1項2目の維持管理事業のうち11節の需用費、499ページ、上段から3段目をお願いいたします。修繕費621万432円、これがスクリーンの修繕でございます。この修繕費のものが増額の主なものとなっております。

以上が、環境商工観光部の決算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。認定第1号一般会計及び簡易水道事業特別会計について詳細説明を申し上げます。

最初に、一般会計でございます。

まず、4課1事務局の歳入歳出総額についてですが、産業建設部の資料の1ページをお願いします。

収入済額が7億2,878万3,381円ございました。前年度に比べ1.6%、約1,157万円の減額となっております。農政課の約3,600万円の減額、建設課の約2,800万円の増額につきましては、歳出と合わせて御説明させていただきます。

次に、歳出総額でございます。資料の2ページをお願いします。

予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額は記載のとおりでございます。支出済額は前年度に比べ約1.5%、3,156万円の増額となっております。不用額につきましては約1.6%、1,059万円減額となっております。前年度対比、不用額の主なものにつきましては各課のところで御説明させていただきます。

それでは、まず、農業委員会事務局でございます。決算書の202ページでございます。

6款1項1目農業委員会費が所管でございます。支出済額は5,426万8,927円ございました。前年度に比べ約17.7%、817万円の増額となっておりますのは、平成26年7月1日より増額改定を施行いたしました決算書の203ページ、1節報酬が前年度の約600万円から850万円に、約230万円増額したこと及び給与管理費の増額が主な理由でございます。

不用額につきましては、説明資料の4ページに額及び理由を記載しております。特に多額なものはありませんので、省略させていただきます。

次に、農政課でございます。決算書204ページです。決算書の204ページの6款1項2目から225ページの6款3項1目及び332ページの11款1項1目農業施設災害復旧費が所管でございます。

支出済額は先ほどの資料の2ページに総額を記載しておりますが、7億6,867万1,819円ございました。前年度に比べ約5.3%、4,314万円減額となっております。理由といたしましては、決算書の216ページ、6款1項5目農地費の中の219ページ、下段のほうでございますが、県営基盤整備事業が前年度の約9,997万円から約1,312万円に、約8,900万円、大幅に減額したこと及び決算書332ページ、11款1項農業施設災害復旧費が約7,800万円から約5,400万円に、約2,400万円減額したことなどが主な理由でございます。

減額の理由といたしましては、経営基盤整備事業につきましては県営中山間地域総合整備事業

ほか各事業量が減少いたしまして、市の負担金が減ったこと、農業施設災害復旧事業につきましては事業量の減、これは前年度の28施設から17施設ですが、事業量の減によるものでございます。

それに合わせて、歳入額も減額となっております。決算書の32ページ、13款1項1目、節区分1の農林水産業分担金、現年分が約4,800万円から約1,790万円に、3,670万円ほど減額しております。

それと、決算書56ページ、16款2項8目、節区分1の災害復旧補助金が約7,300万円から約4,300万円に、約2,990万円減額しております。課合計では、増減を含め約3,600万円の減額となっております。

不用額につきましては、資料の10ページから14ページに額並びに理由を記載しております。主なものといたしましては、決算書335ページ、資料14ページの11款1項農業施設災害復旧費の15節の工事請負費及び19節の負担金補助及び交付金でございます。額、理由につきましては、資料の14ページを御参照願います。

なお、先ほどの15節につきましては、17件の農地等農業施設の災害復旧事業に係るもの、19節につきましては平成25年度繰越事業で、平成26年2月中旬の豪雪に係る農業ハウス等30件の農林業施設雪害復旧緊急支援事業補助金でございます。

次に、建設課でございます。決算書の232ページの8款1項1目から8款5項1目の都市計画課分を除く分と、決算書334ページの公共土木災害復旧費が所管でございます。

支出済総額は、資料の2ページに記載しておりますが、11億9,698万円でございます。前年度に比べ約1.9%、1億9,245万円の増額となっております。理由といたしましては、予算書の236ページ、8款2項2目道路新設改良費約2億5,000万円の増額が主なものでございます。内訳といたしましては、決算書の237ページの幹線道路整備事業、国交省補助事業から241ページの地域内道路整備事業過疎対策事業まで、それぞれ事業量が増加したものであるものでございます。

それにあわせて歳入額も予算書の44ページ、これは国庫補助事業の道路改良補助金ですが、それが約3,200万円増額しております。

各事業箇所、内容につきましては、事務事業事後評価表88ページ以降を御参照願います。

不用額につきましては、資料の24から26ページに、額並びに理由を記載しております。主なものといたしましては、決算書の236ページ、資料25ページの8款2項2目の道路新設改良費が主なものでございます。

決算書237ページ、国県道路整備促進事業費の約2,650万円の不用額につきましては、県の県道の事業量の確定が3月のため、その市負担金が年度末にならなければ確定しないために

よることでございます。

その他、市道のそれぞれの改良事業につきましては、入札減及び精算等によるものでございます。

次に、都市・景観推進課でございます。資料が決算書の242ページでございます。

8款4項1目から8款4項4目まででございます。支出済額は4,922万2,629円でございます。前年度に比ばまして約75.9%、1億5,490万円の大幅な減額となっております。減額の理由といたしましては、8款4項4目公園費で、平成25年度実施の都市公園整備事業分、これは挟間多目的公園の15節工事請負費でございますが、その約1億4,400万円の支出が主な原因でございます。

不用額につきましては、資料38から40ページに記載しております。特に多額なものはございませんので、省略させていただきます。

最後になりましたが、水道課。決算書の200ページでございます。4款3項1目上水道施設費が所管でございます。支出済額は約1億4,300万円でございます。前年度に比べ25.3%、約2,900万円の増額となっております。理由といたしましては、201ページ、一番上の上水道施設費（上水道）が前年度より約5,000万円から7,500万円に、約2,500万円大幅に増額しております。この理由といたしましては、水道事業会計決算書にも記載しておりますが、挟間地域の水源探査事業費分約2,600万円が主なものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。

最初に、決算書の482ページをお願いします。482ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、繰越額、実質収支額は記載のとおりでございます。前年度の実質収支額の約1,277万円に比ばますと、約24.3%、310万円の減額でございます。

次に、歳入歳出総額を前年度決算に比ばますと、歳入総額で約292%、4億7,900万円、歳出総額で約290%、4億4,800万円の大幅な増額となっております。

決算書の468ページをお願いいたします。先ほども申しました増額の内訳といたしましては、歳入では3款1項国庫補助金1目の簡易水道補助金が約9,000万円、472ページの8款1項市債が前年度より約3億5,000万円増額しております。内容といたしましては、水道統合事業に係るものでございまして、国庫補助金では決算書469ページをごらんください。上段のメニュー、469ページ上段のメニューでございます。生活基盤近代化事業補助金、これは塚原簡易水道の施設更新工事に係るものでございます。また、下段のメニュー、簡易水道再編事業

補助金、これは庄内簡易水道の導送水管布設がえ工事及び湯平、下湯平水道施設更新工事に係るものでございます。市債につきましては、今申しました3工事プラス若杉簡易水道施設更新工事に係るものでございます。

また、歳出におきましても同じ理由によるもので、1款1項3目建設改良費の増額約4億4,700万円が主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） ここで、暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後1時56分休憩

.....

午後2時11分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。次に、消防長。

○消防長（大久保 篤君） 消防長です。9款消防費1目常備消防費の詳細説明をいたします。

歳入の合計は675万5,928円でございます。（「何ページか」と呼ぶ者あり）今から言います。すみません。内訳ですが、4件でございます。決算書の69ページ、受託事業でございます。高速道路支弁金578万1,090円でございます。

次でございます。決算書の41ページでございます。手数料の81万400円でございます。前後しますが、ページの61ページで、県委託金で、火薬類取締事務9万円でございます。

ページの73ページでございます。雑入7万4,438円でございます。

以上4件の合計が675万5,928円でございます。

歳出の説明をいたします。決算書ではページ248から253ページに掲載しております。資料の消防本部の提出しております平成26年歳入歳出決算書説明資料に沿って説明いたします。

初めに、常備消防費ですが、常備消防費では流用、それと補助金等の交付団体はありません。

1ページをお開きください。消防本部が提出している資料でございます。

1ページでございますが、主要施策の成果説明書でございます。事業ごとに大きいものを載せております。常備消防費。事業費2,367万9,470円のうち新採用職員被服等購入事業6人分、327万8,880円でございます。

次に、消防無線デジタル化事業。事業費2億2,680万円でございます。26年度は中継局を主に整備をいたしました。事務事業評価表の99ページを御参照ください。

次に、消防庁舎建設事業。事業費3億7,790万7,925円でございます。そのうち3億292万6,765円と25年度の繰越事業7,498万1,160円の合計でございます。事務事業評価表の100ページを御参照ください。

次に、消防技術向上事業。事業費463万6,480円のうち新入職員初任科教育入校経費等

409万6,840円が主なものでございます。

次に、消防資機材整備事業ですが、事業費894万8,080円のうちホースの購入費126万6,624円が主なものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。事業ごとの決算書不用額及び執行率を載せております。無線のデジタル事業、消防庁舎建設事業につきましては、繰越明許費及び継続費となっております。不用額の大きいものとしたしましては給与管理費の職員手当のうち時間外手当250万3,042円でございます。これは災害出動の減によるものでございます。

次のページから26年度工事入札一覧を、4ページから11ページまで載せております。新消防本部庁舎建設、湯布院出張所建設に関する建設主体、電気設備、機械設備工事入札結果及び新消防本部庁舎建設に伴う流末水路整備工事の入札結果を載せております。御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育次長。

○教育次長（森山 金次君） 教育次長でございます。詳細説明をさせていただきます。

まず、決算に係る概要書の14ページ、歳入の雑入の部分でちょっと御説明をいたします。下から9番目ぐらいに、教育総務決算額として115万3,266円上がっておりますが、湯布院中学校、それから由布院小学校、挾間中学校、それから挾間小学校の改築工事に伴いまして太陽光発電を設置いたしております。その販売料が51万2,013円ということでございます。

その下のスポーツ振興課の雑入でございます。総合型スポーツクラブ事業補助金ということで1,364万円ございますが、t o t oによるところの独立行政法人日本スポーツ振興センターからの補助金を上げさせていただいております。

ちょっと戻りましていただいて、7ページをお願いいたします。歳出を主に説明させていただきます。

10款教育費の決算額は23億594万3,000円で、前年度より3億7,032万5,000円の減額となっております。主な減額は、教育総務費事務局費1億496万7,000円は、教育奨学基金繰出金によるものが主なものでございます。それから、3つ下の中学校費学校建設費の3億4,286万4,000円は、湯布院中学校、それから挾間中学校の建設事業の減でございます。

次に、歳入歳出決算書について説明させていただきます。

259ページをお願いいたします。259ページから教育費について記載させていただいております。

261ページをお願いいたします。2目の事務局費でございます。28節の繰出金、不用額が105万4,430円は、指定寄附によるものの繰出金の不用額でございます。

それから、中ほどの情報教育推進事業1,500万590円は、学校関係のパソコンの保守、それからまた入れかえに伴うものでございます。

それから、その下のスクールバス運行事業3,616万352円は、由布院幼稚園の通園バス、それから阿蘇野小学校、それから各中学校の通学バス運行に係る委託料及び統廃合等遠距離通学のタクシー送迎によるタクシー借り上げ料等でございます。

263ページをお願いいたします。中ほどの学力向上支援教諭活用事業1,342万2,191円は、支援教諭5名分の賃金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。265ページ、3目教育指導費、繰越明許費943万3,000円については、地方創生事業によるものでございます。子どもの自立支援事業によるものでございます。

次、3番目の教育指導費546万5,987円は、臨時職員及び児童生徒の損害保険料でございます。

267ページをお願いいたします。子どもの自立支援事業585万8,889円は、教育相談員5名分の賃金が主なものでございます。

1つ飛ばして、健康管理事業719万796円は、学校医の報酬、それから教職員の健康診断の健診委託料でございます。定期健診については受診率が100%でございました。

次のページ、269ページをお願いいたします。3番目の学力向上推進事業380万6,974円は、学力定着テストの実施と結果分析の委託料でございます。

4目の中高一貫教育推進事業費2,760万7,276円は、各中学校、由布高の乗り入れ授業等、臨時講師の賃金及びスクールバス運行委託、それから通学費補助金が主なものでございます。

次に、2項小学校費1目の学校総務費、備考欄の2番目でございますけれども、小学校特別支援員活用事業4,593万6,914円は、13名の支援員の賃金が主なものでございます。それから、小学校の英語教育推進事業701万4,966円は、指導助手ALT3名分の賃金でございます。

273ページをお願いいたします。2目学校管理費、支出済額5,143万268円は、小学校13校の運営管理に係るものでございます。備考欄に学校ごとに内訳を記載していますので、よろしくをお願いいたします。

279ページをお願いいたします。3目教育振興費、支出済額が3,087万6,077円、各小学校の就学援助及び図書、教材備品の購入等でございます。これにつきましても、備考欄に学校ごとに記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思えます。

283ページをお願いいたします。4目の学校建設費、支出済額7,062万3,360円は、由布川小学校プール改修工事、それから湯平小学校の耐震補強工事でございます。詳細は教育委

員会の説明資料の21ページに、130万円以上の工事費ということということで掲げておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、3項中学校費1目学校総務費でございます。備考欄の中学校特別支援員活用事業421万4,100円は、特別支援員の賃金、それからその下の中学校英語教育推進事業1,380万2,400円は、英語指導助手派遣の委託料でございます。

次のページをお願いいたします。285ページでございます。2目学校管理費、支出済額が2,364万3,304円は、中学校3校の運営管理に係る経費でございます。

それから289ページをお願いいたします。3目の教育振興費につきましては、各中学校の就学援助及び図書教材の備品購入費でございます。

次のページ、291ページをお願いいたします。4目の学校建設費でございます。支出済額9億3,525万2,639円、不用額が8,140万2,145円ありますが、中学校等の建設費による継続費設定によるものでございます。事業の内容につきましては、挟間中学校の校舎改築工事、それから挟間中学校柔剣道場の改築工事、湯布院中学校の武道場改築工事が主なものでございます。詳細につきましては、説明資料の21ページに記載をしております。

それから、次のページをお願いいたします。4項幼稚園、幼稚園総務費、支出済額1億3,058万4,301円は、職員、それから臨時講師5名分、預かり保育士4名分、特別支援教諭4名分の賃金が主なものでございます。

次のページ、295ページをお願いいたします。2目の幼稚園管理費、支出済額が1,319万4,199円は、幼稚園9園の運営管理に係る経費でございます。備考欄に、各園ごとに記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

303ページをお願いいたします。4目の幼稚園建設費でございます。支出済額が3,167万6,400円は、挟間幼稚園の実施設計業務委託、それから敷地整備工事に係るものでございます。詳細説明は21ページに記載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

303ページのその下の学校給食費でございます。支出済額が1億1,903万7,706円は、給食センターの調理員18名分、それから臨時調理員、それから臨時、それから嘱託職員の賃金及び給食センターの維持管理、給食、配送回収業務委託の委託料等でございます。

305ページをお願いいたします。6項の社会教育費1目の社会教育総務費、支出済額が4,970万7,460円は、備考欄に事業ごとに記載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、309ページをお願いいたします。2目の公民館費でございます。支出済額が1億3,509万4,867円、各公民館の運営維持管理及び公民館職員の給与費、それから賃金等でございます。

325ページをお願いいたします。7項保健体育費1目保健体育総務費、支出済額が7,768万9,220円は、職員6名分の賃金、それから総合型スポーツクラブ自立支援事業の負担金、スパマラソン大会の補助金、それから由布市体育協会の補助金が主なものでございます。

329ページをお願いいたします。2目の体育施設費でございます。支出済額が1億6,063万4,970円は、各施設の維持管理に係るものでございます。翌年度繰越金につきましては、挟間B&G海洋センターの防水過程においての屋根本体の工事が別途必要になったための繰り越しでございます。おかげさまをもちまして6月16日に開所させていただきました。ありがとうございました。

333ページをお願いいたします。体育施設費でございます。体育施設の備考欄のスポーツ施設整備事業5,558万800円は、湯布院スポーツセンター改修、それから上ノ原グラウンドのちびっこ広場の改修、それから谷グラウンド公衆便所新築工事などが主なものでございます。詳細資料につきましては、92ページに添付をさせていただいております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、認定第2号について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。認定第2号について、詳細説明を申し上げます。

認定第2号平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。地方公営企業法第30条の規定により、平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求め。平成27年9月2日提出、由布市長。

それでは、4枚目です。決算書の1ページをお開きください。4枚目の決算書の1ページでございます。

水道事業決算報告書でございます。これは消費税、地方消費税を含んだ数字となっております。

1ページです。まず経営状況をあらわす損益取引、すなわち全ての収益や費用に当たるものを計上した収益的収支でございます。上の表は収益的収入についての表でございます。決算額は6億53万4,983円でございます。内容につきましては、平成26年度より消費税率の変更がございましたので、消費税抜きで記載しております。11ページで御説明いたします。

11ページの右上の表をごらんください。まず、第1項営業収益でございますが、4億4,127万2,098円と、前年度に比べ約1,089万円の減額となっております。その理由といたしましては、13ページの上から3行目です。給水収益、これが前年度に比べまして約907万円減額しております。有収水量が約5万2,800立米減少しております。ということで減っております。

また11ページに戻りまして、2項営業外収益でございますが、これは1億2,497万

1,943円と、前年度に比べまして約9,988万円増額となっています。この理由につきましては、地方公営企業会計制度の見直しにより、15ページをお願いします。15ページの上から2行目、長期前受金戻入の約7,915万9,000円が計上されることになったことによるものでございます。

また1ページにお戻りください。収益的支出でございます。決算額が6億2,677万4,089円でございます。

支出につきましても消費税抜きで記載しております。11ページで御説明いたします。11ページの右下段の表をお願いいたします。まず、1項営業費用ですが、5億4,678万8,051円と、前年度に比べ約9,278万円の大幅な増額となっております。これにつきましても、地方公営企業会計制度の見直しによりまして23ページ、23ページの下から6行目、減価償却費が前年度に比べまして約9,300万円増額しております。そして約2億5,880万円が計上されたことによるものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

2ページをお願いいたします。2ページの資本的収入及び支出につきましては、これは収益や費用に当たらない施設の整備拡充のための収入と支出でございます。収入の決算額及び支出の決算額等は記載のとおりでございます。

3ページをお願いします。3ページは損益計算書でございます。ここは重要でございまして、26年度の水道事業の経営成績を示すものでございます。左の下から6行目の営業利益、右側の上から5行目、経常利益、最終的な当年度純利益、右側の下から4行目でございます。当年度純利益はマイナス4,942万3,773円でございます。それに対する未処分利益剰余金等は、右側の下に書いたとおりの措置としております。

次に、4ページから5ページにかけては、貸借対照表及び剰余金計算書でございます。27年3月31日現在の資産と負債、資本の状況を示した表でございます。

6ページの剰余金計算書につきましては、5ページの資本の部の推移の一覧です。7ページは剰余金処分計算書でございます。8ページは重要な会計方針を記載したものでございます。9ページから11ページにかけては事業報告書でございます。12ページはキャッシュフロー計算書で、現金の変動に関する情報をあらわしたものでございます。

13ページから30ページにつきましては、それぞれの収支の明細書でございます。

31から34ページは、固定資産の明細及び企業債の明細を記載しております。

最終35ページは基金運用状況の調書でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、ただいま詳細説明がありました認定第1号及び認定第2号の審査

結果について、代表監査委員の報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。平成27年6月29日に、地方自治法第233条第2項、第241条第5項の規定により、市長から依頼されました平成26年度由布市一般会計と6特別会計の歳入歳出決算と、基金の運用状況についての審査結果を御報告いたします。

審査では、各会計の歳入歳出決算書とその附属書類、基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して調製されているのかを確認し、関係部課等保管の帳簿の照合と会計管理者への聴取により計数の確認を行うとともに、予算の執行状況、財産、基金の運用状況、決算の内容等について関係職員からの聴取を行う方法で実施いたしました。

なお、現金の在高につきましては、預金通帳や証書等の現物も確認し、歳計外現金についても確認いたしました。

その際に、計数の適正性を確認するほか、5つの項目の審査の着眼点に留意して審査を行いました。この着眼点は後ほど述べます。

審査の結果、平成26年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算とその附属書類等は関係法令に準拠して作成されており、表示されている計数も関係諸調書及び証拠書類と合致しており、適正であると認められました。

なお、意見書の3ページから11ページには、歳入歳出決算を総括し、3ページから4ページには一般会計と6つの特別会計並びに参考として水道事業会計を合わせた総合計の決算額についても表示しております。

6ページには特別会計の概要、10から11ページには普通会計の状況と財政指数について表示しております。その概要は、一般会計と6特別会計を合わせた歳入決算が289億5,403万6,000円、歳出が277億2,919万9,000円で、前年度に比べて12億2,483万7,000円、約6%の増加となっています。その主な要因は、消防庁舎や本庁舎などの建設などの新たな建設事業や扶助的経費の増加などでございます。

9ページに、特別会計への一般会計からの繰り入れ状況を3年度にわたってまとめてみました。本年度は13億2,360万8,000円で、一般会計の約6.99%となっています。

次に、財政力指数は0.466で、0.01ポイント悪化し、経常収支比率も93.5%で4.1ポイント悪化しており、財政が硬直化している傾向を示しております。

次に、12ページから27ページには、一般会計の歳入について記しております。

なお、13ページの表1は、市税の2カ年の比較、14ページの表には不納欠損の3カ年の状況の比較、15ページには収入未済額の3カ年の比較、16ページには6款の中で地方消費税交付金の交付要件として、人口とともにその町に住む従業員数で案分し交付されるという要綱が記

載されております。

それから18ページ表では、地方交付税の比較、19ページ表3では、児童福祉負担金、いわゆる保育料でございます——の未収状況について、21ページの表3は土木使用料、これは市営住宅の家賃でございます——の未収状況について。

なお、22ページにはその市営住宅に係る浄化槽と駐車場の使用料の未収状況についても表示しております。

27ページは市債でございます。特別会計、水道事業会計を含む、まとめて2カ年を比較しております。

なお、72ページには未収金、いわゆる滞納の実態について、一般会計、特別会計、水道事業会計並びに基金の貸付金ごとに5カ年の比較表を表示しております。前年度より減少したのは、主に前年度に未収計上していましたが塚原の全共跡地の売却代金の1億4,238万8,000円の入金によるものです。

73ページには、この5カ年間の不納欠損額の表示をしております。その5カ年間の合計だけを足してみますと、不納欠損額は5億200万5,000円となっております。

それから、23ページから35ページには、一般会計の歳出について記しております。総務費は、情報通信基盤整備事業や塚原全共跡地に係る分収金交付などによって増額しております。

民生費は、国民健康保険会計への繰出金や臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特別給付金などによる増額でございます。

衛生費では、喜多里などの集中処理浄化槽の更新に伴う補助金、ごみ収集車の購入、水道事業会計の繰出金などによる増額でございます。

消防費では、消防庁舎の建設に係る費用、消防団のポンプ車購入などによる増額でございます。

公債費では、35ページに記載しています市債の発行残高は208億3,131万7,000円で、これに特別会計を合計いたしますと249億5,124万6,000円で、約14億円強の増加となっております。公債費の増加は、将来にわたり財政運営に影響を与えるものです。計画性のある慎重な管理が必要と思われま。

以上が一般会計でございます。

次に、36ページから40ページには国民健康保険特別会計の歳入、国民健康保険税、歳出、保険給付費等の3カ年の比較表、それから41ページから45ページには介護保険特別会計の同じような比較でございます。さらに、被保険者の状況について、5項目について表示しております。

45ページから49ページには簡易水道特別会計の歳入、使用料の収入状況、歳出、市債の3カ年比較表を、また、10カ所の簡易水道ごとの業務量や有収率等について表示しております。

歳出が前年度より4億7,631万8,000円の大きな増額となっておりますが、この要因は、浄水場の整備や管路の更新などでございます。

ここはちょっと加えさせていただきますと、漏水対策は1メートル1メートルの漏水調査と小さな傷のうちに修理する日々の、そして毎年毎年の地道な漏水対策の積み重ねを行ってきました。後回しのツケが重くのしかかっております。これは水道会計でもちょっと触れますけど、そういったことが大きく影響しております。26年度に高額な管路の整備事業を行っておりますが、有収率は庄内では66.6%から逆に63%にダウンしております。湯布院は68.9%から69%にわずかでも上がっております。しかしながら、合算では大幅に低下しており、漏水の実態は危機的な状況でございます。

また、水道料の未収額も年々増加しております。さらに、給水原価と供給単価については逆さや現象が前年の22円40銭から41円39銭に拡大し、収益面からも危機的な状況となっているのが簡易水道の実態でございます。

49ページから51ページ、農業集落排水事業特別会計の収入、使用料の収入状況、歳出、市債残高について3カ年の比較表並びに排水処理区の状況について表示しております。

これも申し添えておきます。合併浄化槽の設置費が、農業集落排水では設置費が不要であることと、それから維持管理費も不要だということ、このような有利な生活水の処理環境であるにもかかわらず多数の滞納者が発生しております。そして、なおかつ不納欠損も続けております。その不納欠損を処理した後も本施設を利用している実態がございまして、これは行政の公平の原則からも大きく逸脱しており、極めて憂慮されることとでございます。給水停止などの強行措置がとれるように、水道料と一体徴収するなどの厳しい収納体制づくりなど考えるのが急務ではないでしょうかということも申し添えておきます。

それから、51ページから52ページは健康温泉館事業特別会計、53ページから55ページは後期高齢者医療特別会計について表示しております。

以上が特別会計についてです。

なお、56ページから58ページに財産について表示いたしておりますが、その中で、公用車の台数に含まれていなかった車両が確認され、調整を行っております。26年度に。適正な管理を求めたところでございます。

それから、59ページからのむすびに、着眼点に基づいた審査から明らかになった課題と、これに対する見解を示しております。

着眼点の1番、出納書類が各種法令に準拠して作成されているのかということとでございますが、会計管理者の出納事務を補助するために各課に出納補助員を配置しております。この補助員の出納事務に対する知識に相当の隔たりのあるのを感じました。効率的な出納事務を行うために出納

補助員は課内の出納事務の取りまとめと部下の教育という指導的立場にあることを自覚して、各自の資質の向上にまず努めていただきたいということです。

2番目、地域経済の波及効果を勘案した予算執行であるのか。プレミアム商品券や福祉商品券などの地域経済の波及効果を見据えた事業も確認されております。地域経済の活性化は税収並びに地方消費税交付金など自主財源の確保にもつながると考えられるので、引き続きさらなる配慮を求めたところです。

3番目、未収金の問題は解決に向かっているのかという着眼点ですが、未収金問題が解決しているとは認められません。早急な措置が必要です。また、時効中断や督促など、債権確保に対する知識や対応力が不足していると思われる方がたくさんおります。それぞれの専門家による研修の積み重ねと同時に、職員各自における知識・技術の向上に努めていただきたいということも申しております。

4番目、財政支援団体における事業報告は適正に行われているのか。財政支援団体からの事業報告は今後の補助の適否を判断する重要な資料となるので、適正な管理と指導に努められたいということも申しております。

5番目、基金の管理に際しては、運用性を高める努力をしているのか。基金の運用状況は23年度より地域振興基金のうち5億円を国債での運用を始めております。26年度の運用益は約500万円ぐらいで、基金残高に対してパーセントにしますと0.007%です。基金の運用益は交付税の基準財政収入に加算されないというプラス効果があり、ぜひ今後、この運用益を増すような調査研究をすることを提言いたしておるところです。

60ページの(3)でまとめとして記載していますが、本年度の決算を終えて、この1年間に市民、議員、職員から、行政のことや監査に係ることについて貴重な御意見、御指導をいただきました。さらに、定期監査と決算審査に際して、出席した職員全員にスピーチを求めたところがあります。その中から印象深い事柄を10項目取り上げておまして、61ページにその中の9つを追記として表示しております。

このむすびの中で、その1で、職員の聞き取りに際して、初めて連携という言葉がこの26年度の決算審査でよく耳にいたしました。これは、由布市が縦の組織から横の組織へと転換している証左であると感じております。さまざまな課題に対して横のつながりを大切にすることは、諸課題に対する問題解決の契機になると強く受けとめましたことを御報告して、一般会計、特別会計の監査意見とします。

続きまして、由布市水道事業会計の決算審査の結果を御報告いたします。

平成27年6月1日に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、市長から由布市水道事業会計の審査の依頼がありました。審査では、水道事業会計決算書とその附属書類などが地方公

営企業法やその他の関係法令に基づいて作成されているのかを確認いたしました。会計帳簿、証拠書類との照合も行い、事業の経営成績や財政状態を適正に表示しているかを検証しました。また、経営内容を把握するために計数の分析も行いました。さらに、予算の執行状況など決算の詳細について関係職員から聞き取りを行い、なお、不納欠損の措置状況を観察したため現地確認も行っております。

審査に当たりましては、地方公営企業法の改正による新たな会計制度の適用に対して適正な移行処理が行われているか、適正で地域経済の波及効果を見据えた事務が行われているか、未収金対策は適切にとられているかを着眼点といたしました。

審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表は、地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、会計帳簿や証拠書類とも合致しており、また、会計制度見直しに伴う移行措置も適正、妥当と認められました。

ただし、業務や経営の状況は年々赤字が増大し、健全な状態とは言えず、抜本的な対策が必要であります。歯どめのかからない有収率の低下や、未収金問題の大きな改善は認められず、早急な措置を強く求めています。

水道事業の決算を総括いたしますと、1立米当たりの給水原価と供給単価の逆ざや現象は前年度より32円97銭拡大いたしまして、何と64円30銭にもなってしまいました。水を供給すればするほど経営を悪化させることになっています。

17ページに、漏水量に対する損失額を換算した資料を掲載しております。この資料から、これまでは有収率の向上により経営を健全化するように昨年までは求めてきました。ところが、安全な水を安定的に供給する施設の更新や新たな高度施設の設置事業、管路の更新などに莫大な設備投資を余儀なくされ、今後もこの投資は当分続くことと思います。巨額な投資は避けられません。その結果、減価償却費や公債費の利子、維持管理費用など増大した固定経費の低減は今後相当な期間低減することは困難と思われま。

このような現状から、有収率の改善だけではこの逆ざや現象を正常化させるのには到底間に合わない深刻な事態に陥っていると思います。この事態を乗り切るには、水道料金改定などを含めた抜本的な対策を講じる必要があります。

他方、自治体のインフラ整備や災害時にも安全な水を安定的に供給する体制を整えておくことが自治体のインフラ整備の最優先な事業であると言われております。そのためには、有収率を限りなく100%に近づけるための日々年々の1メートル1メートルの漏水調査と、小さな傷の状態で修理をする積み重ねしかありません。

平成27年8月10日の読売新聞、資料では25年となっておりますけど、訂正方お願いします——の読売新聞は、「アメリカ、朽ちるインフラ」というタイトルで、アメリカの道路などの

インフラが老朽化しており、住民の安全を脅かす危機的状況にあることを伝えています。このような危機を招いた要因が、こまめな補修を継続的に行ってこなかった後回しのツケであるという表現をしております。

本市の水道事業においても同様で、継続的な漏水調査と補修を行ったのは、この直近の3年間でございまして、漏水調査を実施しなかった年が合併以来4年間、それから挟間か湯布院だけの年が2カ年度もあります。しかも、漏水調査を行わず、漏水を発見してから修繕するという後追いの措置で、有収率向上の対策を講じてきたとは到底言いがたい、まさに後回しのツケそのものだと思います。有事の際の市民への水の供給停止という最悪の自体を防ぐために、漏水調査や管路の更新、修繕の量とスピードを高めるよう強く要望いたします。

また、累積の未収金は年々増加しており、収納対策を講じているとはとても言いがたい状況です。債権を確保するという意味からも、時効中断の措置や法的回収などの専門的な知識やテクニックが必要です。そのための積極的な研修の実施と自己研さんに努めることを強く要望いたします。

次に、経営的な視点から会計を見る複式簿記の知識を水道課のみならず、より多くの職員が指摘できるような体制づくりも必要だと思います。さらに、市が発注する管工事が減少したことによって、市内の管工事業者が廃業や転業した事例もあります。非常時の対応が危惧される状況になっております。有事の際にも安定した水の供給を行えるような安定的かつ計画的な工事発注を求めます。

以上で、水道事業会計の決算審査の報告といたします。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第49号及び議案第50号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。

それでは、初めに議案第49号について詳細説明をいたします。

議案第49号由布市新市建設計画の変更について。由布市新市建設計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により議会の議決を求める。平成27年9月2日提出、由布市長。

新市建設計画は、平成17年10月の合併に際して、新しい市としてのまちづくりを進めるための計画として策定されました。その後、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の制定に伴い、合併特例債の発行可能期限を延長することが可能となることなどから、これまでの起債内容や各種事業を確認し、新市建設計画の一部を変更するものです。

ページをお開きください。第1章、計画策定の方針、2、計画策定の方針の（2）計画の期間

中、平成18年度から平成27年度までの10年間を、平成18年度から平成32年度までの15年間に改めました。さらに、第2章、新市の概況の表1及び表2について、当初の計画にはなかった平成17年と平成22年の部分を追加挿入いたしました。

次のページでは、第3章の人口の見通しにおいて、(1)人口・世帯数及び(2)年齢別人口の記載内容を現状に合った形で修正しております。また、同章の表3、人口の見通しでは、平成17年、22年、27年の数値を改め、新たに平成32年分を追加挿入しております。

第5章、新市の施策(まちづくり計画)の1、育みプロジェクト(教育・文化の充実)では、(2)主要な施策中、県立碩南高等学校を県立由布高等学校に改めました。

次のページをごらんください。第7章、財政計画(普通会計)中の期間も平成18年度から平成27年までの10年間を、平成18年度から平成32年度までの15年間に改めております。

なお、当章の歳入歳出の表も、平成23年度から平成32年度までの分として新たに作成しております。

次のページ以降は、計画の一部変更による新旧対照表でございます。御参照をいただきたいと思っております。

議案第49号は、以上でございます。

次に、議案第50号について詳細説明をいたします。

議案第50号由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別記のように定める。平成27年9月2日提出、由布市長。

いわゆる番号法は、第9条第2項に基づく独自利用事務、特定個人情報の庁内連携と第19条第9号に基づく同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供について、地方公共団体が定める条例に委任しており、個人番号を独自で利用する場合や同一地方公共団体内の他機関、例えば市長部局から教育委員会等でございますが、これらへの特定個人情報の提供を行う場合には条例を制定することとされております。

今回の条例制定は、個人番号の利用や特定個人情報の提供に関する事務について、住民サービスの向上に資するための条例を制定するものです。

次のページをお願いします。条例の主な内容は、第2条で、条例において使われる主要な用語等について、その意味に疑義が生じないようにし、条例に規定する内容をわかりやすいものとするための定義を設けています。

第3条では、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることと、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に

応じた施策を実施するという市の責務を定めております。

また、第4条は、保有する特定個人情報ファイルにおいて、特定個人情報を効率的に検索し及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨を個人番号の利用範囲として定めております。

なお、附則では、条例の施行期日を平成28年1月1日からとすることと、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができることとしております。

なお、独自利用事務等については、現在、システムの共同利用を行っている8団体を含め、洗い出し作業の詰めを行っており、12月の市議会定例会でこの条例の一部改正をさせていただく予定としております。

議案第49号と第50号につきましては以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時05分休憩

.....

午後3時16分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

次に、議案第51号及び議案第52号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。議案第51号をお願いします。

議案第51号由布市個人情報保護条例の一部改正について。由布市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年9月2日提出、由布市長。

次のページをお願いします。この条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定により、平成27年10月から国民一人一人に個人番号が付番されることとなります。

この個人番号の不正な利用が行われた場合、個人のプライバシー侵害への影響が大きいことから、番号法では、個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報について厳格な保護措置を講じており、地方公共団体もこれと同様の措置を講じることとされていることから、由布市個人情報保護条例の改正を行い、特定個人情報の取り扱いについて定めるものであります。改正の内容については新旧対照表で説明いたします。

次ページをお願いいたします。

まず、改正案第2条第3項及び第4項ですが、番号法に基づいて、本条例において新たに保護措置を講じる対象を明確にするため、特定個人情報及び情報提供等記録を提示するものでございます。

次に、改正案第9条ですが、ここでは、従来の個人情報の利用及び提供の制限に限った規定とするものです。そして、特定個人情報の利用及び提供の制限については、次の第9条の2に規定を新設しようとするものです。

まず、改正案第9条の2第1項についてですが、特定個人情報と情報提供等記録の利用については、国の行政機関と同様の規定を定めるものであります。そして、改正案第9条の2の第2項では、番号法において目的外利用が一切認められていない、情報提供等記録を除く特定個人情報について、国の行政機関と同様、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意があり、または本人同意を得ることが困難であるときに限り、例外的に情報提供等記録を除く特定個人情報を目的外利用できることを定めるものです。

次ページをお願いします。次に、改正案第14条第2項ですが、番号法において国の行政機関の場合、特定個人情報の開示請求について、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人に認めることとされており、国の行政機関と同様、本人の委任による代理人、いわゆる任意代理人も特定個人情報の開示請求を行うことができることを定めるものです。

また、改正案第16条第1項第1号、第16条第2項、第22条第1項第1号及び第25条第2項第1号においても、任意代理人に訂正請求や是正の申し出を認めるように改正するものです。

次のページに移りますが、改正案第23条第3項ですが、国の行政機関と同様、情報提供等記録の訂正をした場合には、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者に対し通知その他必要な措置をとることを定めるものです。

次に、改正案第25条第1項ですが、国の行政機関と同様、実施機関に対し、情報提供等記録以外の特定個人情報について、第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるときは、自己に関する個人情報の是正の申し出をすることができることとするものです。

なお、情報提供等記録については、是正の申し出は認められていないため、この規定から除外することとしております。

次のページに入りますが、次に、改正案第38条第2項ですが、番号法による取り扱いを明確にするため、ほかの法令との調整の対象から特定個人情報を除外する旨の改正を行うものです。

最後に、附則ですが、この改正案については、番号法の施行日である平成27年10月5日から施行しようとするものです。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に関する規定については、番号法附則第1条第5号に定められた平成29年1月1日から施行しようとするものです。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

次に、議案第52号をお願いします。議案第52号由布市使用料及び手数料条例の一部改正に

ついて。由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年9月2日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。この条例の一部改正は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う手数料条例の改正です。平成27年10月5日より通知カードが交付されます。また、平成28年1月1日からは個人番号カードが任意申請により交付されます。いずれも初回は手数料が無料ですが、再交付については有料となりますので、通知カード500円、個人番号カード800円の手数料を加えるものです。

あわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳法が改正され、平成28年1月1日より、住民基本台帳カードの交付が廃止されるため、住民基本台帳カード及び住民基本台帳カードの再交付の手数料を削除するものです。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第53号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。議案第53号をお願いいたします。

議案第53号由布市老人福祉センター条例の一部改正について。由布市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年9月2日提出、由布市長。

新旧対照表をお願いいたします。庄内町城ヶ原キャンプ場に隣接する由布市庄内老人福祉センターは、平成19年度からキャンプ場とともに指定管理者制度による管理運営が行われてまいりました。しかしながら、指定管理者から、施設の老朽化とともに、施設の維持管理などの理由で今後の管理運営は困難、継続できない旨の申し出がありました。

市長の提案理由にもございましたように、ほのぼのプラザが現在庄内町の福祉の拠点施設として機能を果たしていることから、庄内老人福祉センターを廃止し、普通財産とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第54号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第54号について詳細説明を申し上げます。

議案第54号由布市市営住宅条例の一部改正について。由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年9月2日提出、由布市長。

今回の一部改正は、市営住宅長寿命化計画に基づき、居住者のいなくなった老朽化した住宅の取り壊しにより、2つの住宅の廃止を行うものでございます。内容につきましては新旧対照表をごらんください。

まず、新旧対照表の2枚目のページ、上から5行目でございます。由布市庄内町庄内原372番地5、由布市営平林住宅でございますが、現在取り壊し中でございます。9月末に完了いたします。場所は、庄内の平成会館の横でございます。

次に、新旧対照表の3枚目のページの一番下でございます。由布市庄内町東長宝10番地、由布市営五福下住宅につきましては、平成26年12月末に取り壊しが完了しております。今回の平林住宅の廃止とあわせ廃止を行うものでございます。場所は、国道210号櫟木トンネルより湯布院側約500メートルの南側櫟木ダムとの間の市道沿いでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第55号及び議案第56号について、続けて詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（森山 金次君） 教育次長でございます。それでは、まず議案第55号をお願いいたします。

議案第55号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について。由布市立小学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年9月2日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、下に書いていますように、由布市立大津留小学校を由布市立阿南小学校に、由布市立湯平小学校を由布市立由布院小学校に統合するものでございます。

次のページをお願いいたします。本条例の一部改正は、第2表中の由布市立大津留小学校、由布市立湯平小学校の項を削るものでございます。

附則といたしましては、施行日は28年の4月1日でございます。

学校規模適正化につきましては、学級数が5以下の複式学級編成を行っている過少規模校で、その状況が将来的に継続することが見込まれる学校について、早期に適正規模化に取り組む必要があるとされております。

大津留小学校と湯平小学校につきましては、保護者や地元関係者などと協議を行い、平成28年3月末をもって閉校する運びとなりました。統合においてそれぞれの交流学习や記念式典など、閉校に伴う準備を進めているところでございます。

次に、議案第56号をお願いいたします。議案第56号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について。由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年9月2日提出、由布市長。

提案理由ですが、由布市立大津留幼稚園を由布市立阿南幼稚園に、由布市立湯平幼稚園を由布市立由布院幼稚園に統合するものでございます。

次のページをお願いいたします。先ほどの議案第55号と関連しております。本条例の一部改正は、第2表中の由布市立大津留幼稚園及び由布市立湯平幼稚園の項を削るものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成28年4月1日でございます。

由布市立大津留幼稚園は平成9年度より、また由布市立湯平幼稚園は平成22年度より休園をいたしております。今回、由布市立大津留小学校と由布市立湯平小学校の統合に合わせまして、平成28年3月末をもって閉園を行うものでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第57号について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大久保 篤君） 消防長です。議案第57号の詳細説明を申し上げます。

議案第57号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について。由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年9月2日提出、由布市長。

裏面をお開きください。上から4行目、第3条中「鬼瀬17番地1」を「挾間278番地」に改める。別表由布市消防署の項中「鬼瀬17番地1」を「挾間278番地」に、由布市消防署庄内出張所の項中「庄内町の区域」を「由布市全域」に、由布市消防所湯布院出張所の項中「湯布院町区域」を「由布市全域」に改める。

附則につきましては、この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

消防庁舎新築に、また通信司令室の開設に伴い、緊急電話が1局入電となり、出張所の管轄区域も由布市全体に変更するものでございます。

附則につきましては、三月を超えない範囲としておりますのは、現実に稼働、また竣工式を行っていないため、余裕を持って三月といたしました。

次のページに新旧対照表をつけております。御参照ください。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第58号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。議案第58号平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

補正予算書をごらんください。

予算書に従いまして説明させていただきます。

9月の補正につきましては、平成26年度からの繰越金の確定による対応予算と国・県の補助金に伴う事業、緊急性の高い事業について予算化したところでございます。

なお、平成27年度9月補正予算の概要を添付しております。主な補正事業や財源の内訳などを記載していますので、予算書の補足資料として御参照していただきたいと思っております。

それでは、議案第58号平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）。平成27年度由布

市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,828万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億611万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。平成27年9月2日提出、由布市長。

次のページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、3ページをお願いします。第2表地方債補正です。地域総合整備資金貸付事業債と消防署庄内出張所建設事業の2件の追加と臨時財政対策債の変更をお願いしております。

次に、第4ページをお願いします。補正予算事項別明細書です。歳入から説明します。

歳入については、一般財源扱いされているものを説明し、特定財源として歳出に充てられるものは歳出の項目で説明いたします。

7ページをお願いします。1款の市税、1項の市民税、2項の固定資産税の増額は、本年度分の見込み額が確定したことによるものです。

真ん中の11款地方交付税については、人口減少等の特別対策事業分の措置により増額となっております。

11ページから12ページをお願いします。3段目の繰入金、区分の2の基金繰入金5億79万2,000円の減額は、国・県からの補助金が増額となったことから、財政調整基金へ戻入しております。

その下の21款5項3目、区分2の防衛交付金、過年度収入1,200万円につきましては、この防衛交付金事業はこの対応事業が完了しないと交付されないということから、市道の改良工事が本年度改良したことに伴い交付されたものです。

これからは歳出になります。補正金額の大きな事業を説明いたします。

17ページをお願いします。下の段の2款1項6目、18ページの区分2、企画費の2億円でありますが、これは地域総合整備資金貸付金で、庄内町に建設されます養護老人ホーム寿楽苑の建設事業に係るもので、全額地方債を充当しております。

19ページ、20ページをお願いします。2款1項6目の区分3、地域プロモーション推進事業は、地方創生先行型の上乗せ交付分ということで、1,000万円、これは無料公衆無線LAN、Wi-Fiのアプリ開発等の経費で、財源は全額国庫支出金となっております。

次は23ページから24ページをお願いします。2段目、2款3項1目、区分1の個人番号

カード交付事業の経費として1,757万5,000円。このうちの国庫支出金が1,348万3,000円を充てております。

それから、27ページから28ページ、中段の3款1項6目、区分1、介護保険整備事業の1億5,984万円の減額は、養護老人ホーム寿楽苑建設に伴う県補助金が市を通さずにそのまま直接施設に支払うということになったことによって減額を措置しております。

次が33ページから34ページです。上段、8款2項1目、区分1の道路維持事業費6,300万円は、市道の舗装や改修費を計上しております。中段の2目道路新設改良費の区分1、これは防衛調整交付金事業4,200万円は、湯平の扇山線の舗装工事、その下、区分2の単独事業1,300万円は、向原別府線上市工区の工事費を計上しております。

35ページから36ページです。上段の9款1項1目常備消防費、区分2の消防庁舎建設事業費9,566万4,000円は庄内出張所の工事費等で、緊急防災減災事業債9,430万円を充てています。

次に、41ページから42ページをお願いします。一番下、下段、10款7項2目体育施設費、区分2のスポーツ施設整備事業3,160万1,000円は、湯布院総合グラウンドの駐車場等の整備を行うもので、防衛調整交付金2,690万円を充てております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

その他につきましては、資料のほうに添付しておりますので、見ていただければいいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第59号から議案第61号まで、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。

では最初に、議案第59号をお願いいたします。議案第59号平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成27年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,615万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,285万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月2日提出、由布市長。

事項別明細書6ページから7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費分現年課税分につきましては、税率改定によるものでございます。

14款1項2目その他繰越金1節その他繰越金は、決算剰余金による繰越金です。

次に、歳出です、8、9ページです。

3款1項1目19節負担金補助及び交付金、後期高齢者支援金及び4款1項1目19節負担金補助及び交付金、前期高齢者納付金は、平成27年度の各支援金や納付金などの額の決定によるものでございます。

9款1項1目基金積立金25節積立金。基金積立金につきましては、決算剰余金及び保険税の増額分を積み立てるものです。

10ページから11ページです。11款1項3目償還金23節償還金利子及び割引料。還付金につきましては、平成26年度療養給付費等負担金超過分、同じく、3項1目他会計繰出金28節繰出金。他会計繰出金は、出産育児一時金とその他一般会計繰入金の超過分を返納するものでございます。

続きまして、議案第60号をお願いいたします。

議案第60号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成27年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億597万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出、由布市長。

事項別明細書6ページから7ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、4款1項1目介護給付費交付金2節過年度分介護給付費交付金につきましては、精算に伴う追加交付分です。

5款1項1目介護給付費負担金2節過年度分介護給付費負担金についても、精算に伴う追加交付分です。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、財源の不足分を介護給付費準備基金より繰り入れるものです。

8款1項1目繰越金につきましては、26年度決算に伴う繰越金の確定によるものです。

次に、8から9ページをお願いいたします。歳出ですが、4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、26年度決算に伴う剰余金の2分の1を下らない金額を積み立てるものです。

7款1項1目第1号被保険者保険料還付金は、過年度分介護保険料に係る還付金です。

7款1項2目償還金については、26年度決算に伴い、保険給付費、地域支援事業費の交付金精算による国庫3,496万3,000円、県費71万1,000円、支払基金74万8,000円

それぞれの返納金です。

次に、10ページから11ページをお願いいたします。

7款3項1目他会計繰入金につきましては、26年度決算に伴い、一般会計からの繰入金を精算するものでございます。

では最後に、議案第61号をお願いします。

議案第61号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成27年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億2,462万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出、由布市長。

事項別明細書6ページから7ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款1項1目繰越金1節繰越金は、決算剰余金による増額補正です。

次に、歳出ですが、8ページから9ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金は、平成26年度後期高齢者保険料納入未済分によるものです。

4款1項1目予備費は、平成26年度後期高齢者保険料納入後の剰余金でございます。

以上、59号から61号までの説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第62号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第62号について詳細説明を申し上げます。

議案第62号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成27年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ819万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,247万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款2項1目基金繰入金につきましては、歳出のところ御説明をいたしますが、建設改良費の工事請負費664万2,000円、増額補正の財源として給与管

理費等の減額調整後の不足分252万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、6款1項1目繰越金につきましては、平成26年度決算による繰越金の額が966万9,000円に確定しましたので、補正前の額400万円との差額566万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目総務管理費、区分1総務管理費25節積立金につきましては、先ほど申しました歳入におきまして繰越金の額が確定いたしましたので、その2分の1を下らない額483万5,000円と補正前の額200万円との差額283万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、区分2、給与管理費につきましては、4月の人事異動による調整でございます。

最後に、3目建設改良費15節工事請負費664万2,000円を増額補正につきましては、庄内東部簡易水道水源地泥土取り除き工事費を計上するものでございます。当該水源地は、影戸浄水場より山側に位置するため池でございまして、現在、予備水源として使用してございます。補正に至った理由といたしましては、本年3月、水利権を有する水利組合代表より、水道原水取水に関する契約書に基づきまして、堤内の堆積物の除去の要望がございました。また、当ため池は現在、県中部振興局により、堤体の改修工事が行われており、その進入路、土捨て場を利用することなどが条件が整いましたので、今回の補正に至ったこととでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第63号について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長でございます。議案第63号について詳細説明を申し上げます。

議案第63号平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。平成27年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億154万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出、由布市長。

内容につきましては、事項別明細書で御説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款繰越金1項1目繰越金につきましては、平成26年度決算に伴い、繰越額が確定いたしましたので、163万6,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款農業集落排水事業費1項1目の一般管理費の積立金でございますが、歳入におきまして繰越額が確定いたしましたので、その2分の1を下らない額81万8,000円を積立金としまして農業集落排水事業基金に積み立てるものでございます。

次に、2目維持管理事業費でございますけれども、繰越金の積み立てを行った後の残り81万8,000円について、施設の維持管理に伴う修繕費を増額計上するものでございます。

以上で御説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第64号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 福祉事務所長です。議案第64号をお願いいたします。

議案第64号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）。平成27年度由布市の健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,202万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出、由布市長。

では、事項別明細書6ページから7ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目繰越金1節繰越金につきましては、26年度決算に伴い繰越金の確定によるものです。

次に、8ページから9ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費28節繰出金につきましては、繰越金の一部を一般会計に繰り出すものです。

1款1項2目施設管理費11節需用費。光熱水費につきましては、監査指摘による平成26年度3月分の電気代を平成27年度に支出するためのものです。また、修繕費につきましては、老朽化した機器の修繕料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど上程しました議案第47号及び議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による

審議とすることに決定いたしました。

まず、議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号教育委員会委員の任命についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第31. 決算特別委員会の設置

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第31、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。認定第1号及び認定第2号の認定2件の審査のため、委員会条例第6条の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く17名の委員で構成する決算特別委員会を設置することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付のとおり17人の委員を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時59分休憩

.....
午後3時59分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

休憩中に決算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告いたします。

委員長に太田正美君、副委員長に佐藤人巳君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

.....
○議長（工藤 安雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の本会議は9月4日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りはあす正午まで、また、議案質疑に係る発言通告書の提出締め切りは明後日正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時00分散会
.....